

平成25年第1回定例会

教育福祉常任委員会
会 議 録

平成25年3月11日

大 仙 市 議 会

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録第2号

平成25年3月11日（月曜日）

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（7人）

1番 藤田君雄 6番 杉沢千恵子 9番 小松栄治
11番 石塚 柏 14番 大野忠夫 19番 大山利吉
26番 佐藤孝次

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

健康福祉部長 佐々木 昭 健康福祉部次長 上野孝成
健康福祉部次長 今田秀俊 社会福祉課長 佐々木清哉
地域包括支援センター所長 逸見博幸 児童家庭課長 中野谷綾子
健康増進センター所長 豊嶋真紀子

議会事務局職員出席者

主 席 主 査 田口美和子

- 第12 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第15 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第16 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 大仙市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について

- 第 18 大仙市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 第 19 平成 24 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について
 - 第 20 平成 25 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて
 - 第 21 平成 24 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 22 平成 25 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
 - 第 23 陳情第 50 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡大を求めることについて
 - 第 24 安全・安心の医療・介護実現のための夜間改善・大幅増員を求めることについて
 - 第 25 平成 25 年度市立大曲病院事業会計予算
-

午前 10 時 00 分 開 会

○委員長（大山利吉） おはようございます。本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、教育福祉常任委員会 2 日目を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたしたいと存じます。それでは審査に入ります。

議案第 18 号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第 18 号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。議案書の 24 頁をお開き願います。本議案につきましては、社会福祉課の新規事業として後ほど事業説明書で詳しく申し上げますが、いわゆる「引きこもり」や「不登校」など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を対象に、学校復帰や社会復帰に向けた「子ども・若者育成支援事業」を実施することにしております。この中で、事業の法令根拠となる「子ども・若者育成支援推進法」の 19 条に規定する「子ども・若者支援地域協議会」を置くことから、「子ども・若者支援地域協議会委員」として「月額 6,100 円」の報酬を条例規定し、25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） 資料No.1の26、27頁をお願いします。議案第19号「大仙市特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。本案は、同条例（平成17年3月22日 条例第47号）別表第1にあります、障害程度区分認定審査会委員の報酬「日額20,000円」を「認定審査1件につき1,000円」に改正するものであります。認定審査会は、障がい福祉サービスの利用に必要な「障がい程度区分」を認定するための審査を実施するもので、医師2名を含む5名の委員で構成され、審査会は医師1名を含む3人体制とし、1回あたりの対象者を概ね20人と想定し実施してまいりましたが、障害者自立支援法施行後6年が経過し、認定件数も平準化してきていることや1回の審査に係る所要時間も短くなってきているため、審査件数による労務対価で積算の方が実態に即していること、時期によっては審査件数に大きな差があることから、今までの日額支給を見直し、審査件数に応じた報酬とするために改正をお願いするものであります。なお、施行日は平成25年4月1日としております。

以上、議案第19号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） 次に53、54頁をお願いいたします。議案第29号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」ご説明いたします。本案は、大曲仙北広域市町村圏組合の規約組合の共同処理する事務第3条中第3号の「障害者支援施設、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、共同生活援助事業所の設置及び管理運営に関すること」を削除し、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものであります。これは、大曲仙北広域角間川更生園の経営を社会福祉法人水交会へ移行することにより、平成25年3月31日をもって当組合の規約第3条第3号を削除する必要が生じたために改正をお願いするものであります。なお、当組合の規約改正に当たっては、地方自治法第286条において関係地方団体との協議により定めることとされているほか、その協議については、同法第290条において、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから今時、定例会に議案として提案したものであります。また、当規約については、当議会から承認いただいた後、秋田県知事の承認を受け、平成25年4月1日から施行の予定であります。

以上、議案第29号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認

賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 何故、無償譲渡されるのか、理由をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（大山利吉） はい、上野次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野幸成） これまでの事業がすべて水交会に移行に成ることに伴いまして、財産も附属した形で譲渡されるものです。

○委員長（大山利吉） 小松委員、よろしいですか。

○委員（小松栄治） 分かった。課長あとで教えてください。

○委員長（大山利吉） 他に質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、同意することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は同意すべきものと決しました。

次に、議案第30号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」を議題といたします。当局の説明を求めます。上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） 次に55、56頁をお願いします。議案第30号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」ご説明いたします。先ほどご説明いたしました議案第29号のとおり、大曲仙北広域角間川更生園の経営を社会福祉法人水交会に移行することに伴い、次の頁の資料にあります角間川更生園の財産であります建物及び物品について、社会福祉法人水交会へ無償譲渡するための財産処分をお願いするものであります。なお、財産処分に当たっては、地方自治法第289条において関係地方団体との協議により定めることとされているほか、その協議については、同法第290条において、関係地方公共団

体の議会の議決を得なければならないとされていることから今時、定例会に議案として提案したものであります。

以上、議案第30号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、同意することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は同意すべきものと決しました。ここで、暫時休憩します。

（ 休 憩 午前10時10分 ）

（ 再 開 午前10時12分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第20号「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 議案書2頁、29頁をお開き願います。「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。これは公共施設の見直計画に基づく、県単児童館の建物を地元自治会へ無償譲渡、他の施設として利用するため、及び児童館として利用が無いため、県単児童館9館を廃止することによる、大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正するものです。第2条の別表第1から大花町児童館の項、嶋児童館の項、中通児童館の項、峰吉川児童館の項、木直児童館の項、西ノ又児童館の項、田中児童館の項、及位児童館の項、及び下横掘児童館の項を削除するものであります。なお施行期日は、平成25年4月1日であります。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「大仙市地域ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 議案書47頁、48頁をお開き願います。「大仙市地域ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について」であります。西仙北地域寺館にあります大仙市地域ふれあいセンターは、子育て支援施設地域住民との交流の拠点として整備したものであります。児童、子育て家庭の利用は少なく、地域の住民の交流の場としての利用が多い状態です。そのような理由から、地元自治会に無償譲渡するため、当該条例を廃止するものであります。なお施行期日は、平成25年7月1日です。

よろしく、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「大仙市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。豊嶋健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） はい、委員長。資料No.1 議事書44～46頁をお開き願います。議案第26号「大仙市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」ご説明申し上げます。この条例は、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法が平成24年5月11日に公布されました。国が発する新型インフルエンザ等緊急宣言がされた場合、同法第37条において準用する同法26条の規定に基づき、市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。対策本部の所掌事務としましては、第2条の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進、緊急事態措置と総合調整、情報の収集及び提供であります。加えて、対策本部長が必要と認める事務であります。第3条では、対策本部の組織でございますが、対策本部長は法の規定により、市長がなりますが、副本部長、本部員の役割、職員の任命について定めております。第4条の会議については、対策本部の招集、また、国の職員その他市職員以外の会議の出席について定めております。第5条の部については、必要に応じて部の設置を定めております。なお、これに関連する市町村新型インフルエンザ行動計画につきましては、現在国で、行動計画を作成中で、今年の5月頃まで示される予定ですので、その後、県の行動計画と整合性をはかり、25年度中に大仙市新型インフルエンザ等行動計画を作成し、議会に報告いたします。

以上、議案第26号をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 数年前に流行した際にも条例がでてきて、そして廃止した記憶あるけども、今回はこのままなだが。

○委員長（大山利吉） はい、所長。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） さようです。

○委員長（大山利吉） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤孝次） はい。

○委員長（大山利吉） 他に質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第33号「平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」をご説明します。議案書の78頁をお開き願います。本議案につきましては、平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計に、平成24年度大仙市一般会計から繰り入れる額を、13,798千円以内から22,392千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。これは、協和の生活支援ハウスにおいて、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会へ事業を委託して実施している「老人デイサービス事業」に対し、事業の収支差損を補てんするために、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。今回、繰入金8,594千円と増額の変更となる理由につきましては、介護報酬の単価改正に伴う歳入の減額、及びデイサービスの利用者の減少に伴う介護給付費や自己負担金収入の減額により収支差損が生じたことで、特別会計の繰入額を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「平成25年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第39号「平成25年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて」をご説明いたします。議案書の84頁をお開き願います。本議案につきましては、平成25年度大仙市老人デイサービス事業特別会計に、平成25年度大仙市一般会計から19,827千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。これは、先ほど申し上げましたように、協和生活支援ハウスで、社会福祉協議会へ事業委託し実施している「老人デイサービス事業」に対し、安定した事業の実施を確保するため、特別会計に一般会計から19,827千円を繰入れするものでございます。なお、詳しい説明は25年度の事業説明書でご説明いたしますが、先ほどの補正予算で説明したように、デイサービスの利用者が減少傾向になっていることに加え、民間事業者との競合の中で新規の利用者を取り込むことがなかなか難しく、特に、デイサービス事業を単独で行っている事業者にとっては厳しい環境になっておりますが、引き続き、新規の利用者の獲得や経費の節減など、高齢者デイサービス事業の適正な運営にあたってまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」の内、健康福祉部の予算について、議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」におきます、社会福祉課所管分についてご説明いたします。最初に、歳入にかかる財源変更についてご説明いたします。資料No.3の補正予算書の13頁をお開き願います。当初、「国庫補助金」の「民生費国庫補助金」「社会福祉費補助金」として354千円を見込んでおりました「生活介護支援サポーター養成事業費補助金」について、県の地域支え合い体制づくり事業費補助金として同額を「民生費県補助金」に変更してございます。

次に、歳出にかかる補正についてご説明します。資料No.3の補正予算書の20頁をお開き願います。資料3-1の「主な事業説明書」の13頁をお開き願います。3款1項1目「社会福祉総務費」91事業の「地域福祉振興基金積立金」は、積立金として1,393千円を補正するものでございます。この基金は、市民からの寄付金を基金に積み立てし、福祉関連事業へ有効に活用していくための基金積立金でございます。今回は、事業説明書に記載しているように、2団体1個人から1,390千円余りの寄付金が寄せられ、これに基金の預金利子を加えた1,392,893円を基金に積み立てするものです。なお、本年度末の基金の累計残高は、9,515,969円となっております。

次に、事業説明書の16頁をお開き願います。3款1項6目「老人福祉費」26事業の「チャレンジアップ介護職就業支援事業費」は、委託費として、13,380千円の減額補正をするものでございます。これは県の緊急雇用創出臨時対策基金を活用し、介護職への就業を希望する失業者を介護施設で雇用し、ホームヘルパー2級の資格取得さ

せ就労を支援していく事業でございます。24年度では7施設で5人の実績となりましたが、事業概要に記載してあるように、県の緊急雇用対策事業が、震災等緊急雇用対策事業に切り替わり、被災者であることや3月11日以降に離職した失業者という条件が付与されたこと、また正職員ではないということで、敬遠された面もあり応募者がなかなか集まらなかったようでございます。表で示しているように、3・峰山荘と7・テNDERヒルズでは応募者がいなかったため契約解除しておりますし、実績のあった施設でも雇用の開始に遅れが生じたことから、当初の人件費を大きく下回ってしまったことにより減額補正を行うものでございます。

次に、事業説明書の17頁をお開き願います。同じく92事業の「老人デイサービス事業特別会計繰出金」は、繰り出し金として、8,594千円の補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、議案第33号で、市社会福祉協議会に事業委託して行っているデイサービス事業の特別会計への繰入額の変更でもご説明しておりますので、説明を省略させていただきます。今回、繰入金が8,594千円と増額補正となる理由につきましては、事業概要の補正理由に記載しておりますように、24年4月1日の介護報酬の単価改正に伴う歳入の減額で、2,968千円の減、デイサービスの利用者の減少に伴う介護給付費や自己負担金収入の減額で、5,626千円の減、合わせて8,594千円の収支差損、他のデイサービス事業所との競合により、新規利用者がなかなか見込めない状況にあるためでございます。

以上で社会福祉課関係の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） 同じく議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」における生活支援課所管分について、ご説明申し上げます。資料No.3補正予算の20頁をお願いします。3款1項3目「知的障がい者福祉費」51事業「大曲仙北広域市町村圏組合知的障がい者施設負担金」は、

680千円を減額し37,114千円とするものです。減額理由につきましては、社会福祉法人水交会への人件費補助金で派遣職員1名の減に伴うものであります。

次に、補正予算書と併せて資料No.3-1 主な事業の説明書14頁をお願いします。3款1項5目「障がい者自立支援費」12事業「障がい福祉サービス給付費」は、52,833千円を増額し、補正後の額を1,266,290千円とするものです。当支援費は、3事業概要の(1)から(4)までのサービス給付を実施しているものですが、主な補正理由にありますとおり、介護給付費の生活介護、施設入所支援や訓練等給付費の就労継続支援に係る報酬改定や利用者の増及び療養介護に係る一部施設の経過的措置の変更による報酬単価の増などによるものと、23年度実績における障がい福祉サービス給付費等の国庫への返還が生じたための補正であります。各給付費等の詳細につきましては、次の15頁の資料のとおりでございます。なお、財源内訳のとおり、国県支出金31,885千円が充当されます。

次に資料No.3 補正予算書20頁に戻りまして、18事業「障がい者自立支援臨時対策事業」は、4,304千円を減額し、補正後の額を6,195千円とするものです。当事業は、事業所の経営安定化を図るため、旧体型施設の経過措置が終了する23年度末までの移行期間を踏まえ、新体型移行後の事業運営を安定化させるため24年度まで補助を継続しているものでありますが、新体系定着支援事業等について事業所の経営改善や報酬改定が実施され、運営の安定化が図られたため当初見込額より補助額が少なくなったための減額補正であります。なお、財源内訳のとおり、国県支出金3,229千円が減額となります。

次に補正予算書と併せて資料No.3-1 主な事業の説明書20、21頁をお願いいたします。3款3項2目「扶助費」80事業「生活扶助費等」は、270,913千円を減額し、補正後の額を1,892,737千円とするものです。生活保護関係では、資料にありませんが、1月末現在で保護状況は1,052世帯、1,470人、保護率16.8%と前年同月より51世帯、114人、1.5ポイントと増加傾向にありますが、3事業概要の表にありますとおり生活扶助や医療扶助が、当初見込みよりも下回る状況にございます。要因としては、就労支援員による支援で保護者の就労開始による収入増のために生活扶助費が減となったことや前年度と比較して今年度は、入院者数の減少が見られることや少額ではありますが後発薬品の利用者の増により、医療扶助が減となっていることから、当初見込額より281,553千円減額となる見込みでございます。支

援給付費につきましては、同じ表の下の欄のとおり、支援者1名の入院が予定より長期化しているため、医療費が増となっていることから、当初見込額より2,332千円増額となる見込みであります。また、事業概要(2)にありますとおり、23年度生活保護費等国庫負担金の実績確定に伴い、国庫への返還金が8,307,527円と決定したため、合わせた総額で270,913千円の減額補正となるものであります。次の5頁補正額の財源内訳のとおり国庫支出金209,416千円が減額となります。

以上で生活支援課関係の説明を終了します。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようですので、質疑を終結いたします。次に、中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長(中野谷綾子) 平成25年3月補正予算説明児童家庭課所管の補正についてご説明申し上げます。補正予算書の20頁をお開き願います。事業説明書はございません。3款2項1目92事業「ひとり家庭等住宅整備資金貸付金」1,500千円は平成24年度利用希望者がいなかったため減額補正するものであります。財源でありませず、ひとり親家庭等住宅整備事業債も減額となります。

続きまして同じく補正予算書の20頁、事業説明書19頁をお開き願います。3款2項5目80事業「すこやか子育て援助費」514千円の補正は、認可外保育所に入所している児童の保育料を援助することにより、養育家庭の生活安定に寄与し、福祉の向上を図るものであります。平成24年11月に新しく開園した「きらきら保育園大曲」に入所した児童の分の追加であります。なお、きらきら保育園は老人ホーム「さらさ大曲」に併設されております。認可外保育所に入所する児童の保護者は、減額される前の保育料を直接施設へ納入し、援助分を市から保護者へ支給するものでありまして、保育料の1/2を助成するものであります。大仙市のすこやか子育て支援費は、県のすこやか子育て支援事業を一部拡大して実施し利用者の負担の軽減にもつながることから、今後も継続してまいりたいと存じます。財源内訳はすこやか子育て支援費補助金148千円、一般財源366千円であります。

以上、児童家庭課所管の補正につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、豊嶋健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） 議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算」の健康増進センター所管について、ご説明させていただきます。資料No.3補正予算書では、21頁をお開きください。はじめに、4款1項2目61事業「特定不妊治療・不育症治療費補助金」5,250千円の予算現額に対しまして、2,000千円の減額補正についてご説明申し上げます。この事業は、今年度からの新規事業として、特定不妊・不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担や精神的負担の軽減を図ることによって、少子化対策の推進と治療費の助成を目的として実施しております。事業の概要については、説明書の中段をご覧ください。特定不妊治療については、保険外診療であるため一回の治療費が高額であり、県の補助額200千円を超えた分について、市では100千円を限度に単年度当たり3回まで5年間補助金を交付するものでございます。また、人工授精治療についても100千円を限度に単年度当たり3回まで5年間補助金を交付するものでございます。不育症治療については、治療に要した経費に対し、1回につき150千円を限度に2回助成するものです。今年度の執行見込み額については、特定不妊治療費においては1回目の申請者が8名で補助金が703,340円、2回目の申請者が4名で358,391円、3回目の申請者が1名で100千円、合計で1,161,731円となっております。これに今後2回目4名、3回目3名の申請が見込まれることから、この補助金700千円を加えた1,861,731円の執行を見込んでおります。人工授精治療費においては、1回目の申請者が7名で353,870円、2回目の申請が3名で188,170円、合計で542,040円となっております。これに今後、2回目4名、3回目3名の申請が見込まれることから、この補助金700千円を加え、1,242,040円の執行を見込んでおります。これにより、本事業の執行見込み合計額は、3,103,771円となり、不用額見込額のうち2,000千円の減額をお願いするものであります。

次に、資料No.3-1 主な事業の説明書では22頁をお開きください。4款1項4目11事業「結核検診事業」15, 211千円の減額補正につきまして、ご説明申し上げます。事業の目的については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上を対象に結核検診を実施するものです。事業概要については、これまでは65歳以上の市民へは、結核検診のみを実施し、肺がん検診は実施していませんでしたが、秋田県肺がん等検診実施要項等の一部改正が平成23年8月31日施行され、これにより結核検診対象者である65歳以上の方が、肺がん検診を受けたときの取り扱いが明確に示され、肺がん検診を受けた場合は、結核検診を同時に受けたものとされました。この内容を踏まえて、効果的に肺がんと結核の早期発見・早期治療を図るためにも平成24度から肺がん検診において結核検診を同時に実施いたしました。検診者数については、今年度における65歳以上の受診者数は、8,197人で、要精検率は、結核検診のみを実施した平成23年度では3.7%で、結核検診を含めた肺がん検診を実施した今年度においては、6.1%となり、2.4%も増加しており事業効果が顕著に表れております。検診者数8,197人の検診料については、保健事業費の予算内で執行したことにより、結核検診事業費の全額となります、15,211千円が不用額となり、また検診実績が確定したことにより、減額補正をお願いするものであります。今後も結核検診を肺がん検診と同時実施することにより、より精度の高い検診となり、死亡率の高い肺がんの早期発見・早期治療に繋がり、当事業は保健事業費と統合するものです。

以上をもちまして、健康増進センター所管の平成24年度3月補正予算の事業説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」を再び議題といたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 「平成24年度 大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。補正予算書の119頁をお開き願います。補正予算の内容は、協和生活支援ハウスで実施している協和デイサービス事業に関する歳入予算の補正でございます。詳しくは、補正予算書の122頁をご覧ください。繰入額の変更に関する議案や、繰り出し金の補正予算でもご説明してきておりますが、ご覧のように、介護給付費収入で、7,149千円の減、同じく予防給付費収入で、268千円の減、デイサービス利用者の1割の自己負担金収入の879千円の減と食費の自己負担金収入の298千円の減を合わせて1,177千円の減、合計で8,594千円の減となっております。減額となった同額を一般会計から「繰入金」で補てんすることから、当該部分について歳入の組み替え補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩します。

（ 休 憩 午前10時57分 ）

（ 再 開 午前11時13分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第52号「平成25年度大仙市一般会計予算」の内、健康福祉部の予算についてを、議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐々木社会福祉課長。ご説明前にお願いがございます。継続事業につきましては100万未満の事業がございましたら省略しても結構でございますので、特にこことか、こういうことにしましたとかいうことを言うていただければ詳細についての説明は結構かと存じますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（ 「賛成」という声あり ）

○委員長（大山利吉） では、そのようにして、ご説明をお願いします。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） それでは、平成25年度当初予算にかかる社会福祉課の事業につきましてご説明いたします。説明に用います「主な事業の説明書」につきましては政策経費を中心に作成しております。また、A3の様式の「予算概要」につきましてはその他の事務費や負担金、或いは義務的経費等については、その概略を記載しております。最初に、主な事業に説明書の1頁をお開き願います。

最初に「民生委員・児童委員活動費補助金」についてご説明いたします。地域福祉の推進役を担う民生児童委員265名の活動費、また14地区の協議会の運営費に対しまして、県の交付金、それから市の補助金総額で27,207,100円、それから事務費218,900円を含め、総額で27,426千円を計上しております。事業の持ち方はこれまでと同様ですけれども、新年度では新年度からでございますが、これまで活動費に関しまして地区によって異なると、多い少ないというふうな状況がございましたので、この点を改善するために、25年度につきましては県と市を合わせました1人当

たりの委員活動費94千円につきまして、一旦、すべての委員にお渡することに改めることにしております。なお、現在の民生児童委員の任期につきましては平成25年11月をもって3年の任期満了となる予定でございます。25年度につきましては全国の民生委員の一斉改選の年にあたっており、大仙市の256名の民生委員を改めて選任することにしております。その推薦の件についても、民生委員の推薦会を開催する予算を予算化するものでございます。

続きまして、次の頁にまいりまして「子ども・若者育成支援事業」でございます。子ども・若者の中には、不登校或いは引きこもりといった或いは無業者、所謂ニートという言葉方をしていますけども、所謂社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が年々増加している状況がございます。市といたしましては、こうした対象者を総合的に支援していくための取り組みを、平成25年度から新規事業として位置づけまして、市の委託事業として行うことにしており、総額で9,731千円を計上しております。この事業は、現在、教育委員会の生涯学習課の所管事業としてNPO法人「大仙親と子の総合支援センター」が「中通り児童館」に「びおら」という愛称で活動の拠点を構えまして、就学支援や就労支援等に取り組んでおり、一定の実績を挙げておりますが、新年度からは、こういった流れを受けまして、国で制定いたします「子ども若者育成支援法」に基づきまして、現在行っている支援事業を、機能を強化しながら拡充していこうというような取り組みでございます。市町村がこういった支援事業に、子ども・若者支援事業に取り組むのは県内では大仙市が初めてということのようですが、庁内の部分については社会福祉課が所管し、調整役を図っていくことにしています。この事業に関しましてイメージ図といたしまして4頁をお開き願いたいと思います。カラー版の資料を掲載しております。まず相談者でございますが、相談は0歳から39歳までという年齢でございます。そういった引きこもり不登校の方々を支援していこうという内容でございます。ブルーの枠でございますが、子ども・若者相談センターというセンターを設置することにしております。それは現在の中通児童館、その場所を総合相談センターに位置づけようとするものでございます。そこに現在も活動しておりますけれども、NPO法人「大仙親と子の総合支援センター」というNPO法人がございまして、職員スタッフ5名が現在そういった支援を対応してございますけれども、引き続き25年度におきましても責任者1名、相談員2名、スタッフ2名の、合わせて5名の職員でこの事業を引き続き運営していくものでございます。この方々が相談業務をしたり或いは協議会を運

営したり、それから学習支援或いは就労支援といった支援にあたっていくということにしております。この白抜きの「子ども・若者サポートネット協議会」という協議会組織をもたせようとしております。この協議会の役割につきましては、相談を受け入れた際のその相談内容によっては適切な、複数の課題があった場合に色んな支援内容を増やせることによって、包括的な支援、関係機関や団体等にいらしていただきまして、この協議会という1つの場所でサービスの調整を行っていこうというものであります。この協議会を構成する、複数の事案があった場合にピンク色の丸になりますけれども、福祉関連でありますとか、教育委員会関連でありますとか、保健・医療関係でありますとか、雇用関係でありますとか、そういったサポートが市が必要だという場合には、社会福祉課が調整をとりまして、相談の協議会の方に誘導してといいますか、案内してといいますか、調整役を果たしていくということになります。関係機関といたしまして、この子ども・若者の支援する期間といたしまして、児童相談所、或いは高校の関係、精神保健福祉センター、保健所、商工会議所、商工会、ハローワーク、或いは警察、保護観察所、少年鑑別所、保護司会といった関係機関の、場合によってはそういう方々からも集まってくるというふうな形になります。先程議案上程いたしました協議会の部分の構成する機関というのが、この下の方の関係機関となります。それから2頁の方にまた戻っていただきまして、事業の目標でございます。現在、相談見込み者を年間40名とし、年間480件の相談を受け付けることにしております、約実質の約40人の10%にあたる4名程度を学校復帰、或いは就職という就労につなげていきたいと考えておるところでございます。また下の方に、事業費の内訳といたしまして、協議会を運営する経費、また施設となる相談センターの管理運営経費5,581千円、また支援事業の委託、NPO法人に事業を委託する分委託料といたしまして4,150千円をそれぞれ予算措置をするものでございます。なお、歳入でございますが、雇用基金受入金ということで、協議会の委託職員の2名分につきまして、大仙市の地域雇用基金を活用した歳入を見込んでおりまして、繰入金を充当することにしております。

次の頁5頁になりまして「地域支え合い事業費」でございます。これは現在「生活基盤支援体制づくり事業」という名称になっておりますが、基盤支援体制という硬い文言になっておりまして、地域支え合い事業と名称を変更しております。今年度に引き続き、見守り支援体制の構築或いは災害時の避難支援体制の整備、今年度から社会福祉協議会の自主事業となりました「結いっこサービス事業」は、域福祉の担い手として、「結い

っこサービス事業」の訪問員として支援活動を行う「サポーター」を養成するため、社会福祉協議会へ事業を委託している経費をそれぞれ見込んでおります。

次の頁につきましては「敬老の日事業」でございます。新年度も今年度と同様、市内の14会場、15カ所で敬老会の開催を予定しております。76歳以上の対象者は16,901人で、総額で38,116千円を計上しております。

続きまして24頁にまいりたいと思います。24頁は「老人クラブ補助金」は、高齢者の生きがいや健康づくり活動を実施する老人クラブ活動を通じて、健康で明るい長寿社会の創出に資するための、予算額12,854千円を計上しております。

続きまして次の25頁「法人立介護保健施設等補助金」及び「法人立介護保健施設貸付金」でございます。これにつきましては、市営の介護保険施設の移譲を受けて経営している社会福祉法人「大仙ふくし会」の安定的な経営を目的とするものでございまして、補助金として150,717千円、また貸付金として140,000千円をそれぞれ計上しております。予算額の内訳としまして、1つ目は施設運営費補助金として、法人へ派遣している職員の人件費や電算導入経費などで、113,502千円、2つ目には施設の修繕や設備工事、送迎車両の更新など、施設の介護環境向上対策費の補助金として37,215千円を計上しております。また、貸付金の140,000千円につきましては、運転資金として貸し付け、年度内に償還されるものでありますが、福寿園に40,000千円、老人保健施設の幸寿園と八乙女荘にはそれぞれ50,000千円を貸付することにしてございます。

それから次の頁の26頁には、老人デイサービス事業特別会計繰出金は、協和の生活支援ハウスで実施しているデイサービス事業に関し、安定的な事業運営を目的に財政支援を行うものでございまして、一般会計から19,827千円を特別会計に繰出しますので、現年度の当初予算と比較いたしまして6,000千円ほど上回っている状況がございまして。要因としては、利用者数の減少に伴う、介護保険サービス収入の減少、及び自己負担金収入の減少によるものでございます。この施設は、移転改築する峰山荘に併設されるデイサービスに利用者をつなげていくために、平成26年度までは事業を継続することにしており、この間、できるだけ一般財源を投入しないように利用者の新規増の取り組みをしていくこととしてございます。

次にA3版の大きい資料につきまして若干ご説明いたします。

上の方から1,000千円の増減がなされるものについて若干ご説明いたします。2

頁目をご覧ください。3款1項6目「大仙美郷介護福祉組合負担金」ですが、新年度と今年度を比較しまして30,000千円ほど減額になっておりますが、記載の通り24年度、真森苑配水管外構工事負担金が終了したことによります減となっております。また、2つとびまして、世代交流福祉施設管理費につきましては、1,871千円の減となっておりますが、これにつきましては沢内或いは小種の24年度に改修した施設工事が終了したことによりまして、その分が減額になってございます。1つとびまして、生活支援ハウス管理運営費につきまして4,392千円の減となっておりますが、これにつきましても協和と南外のそれぞれの施設で改修等の事業を行った事業費がなくなった減となっております。

○委員（小松栄治） 1,000千円以上の増減ということだったども、他に大きい額のものもあります。パフォーマンス料なんて分からぬもの。

○社会福祉課長（佐々木清哉） A3版の資料で、あと金額のはるものだけ追加でご説明いたします。社会福祉総務事務費等につきましては、2,996千円の計上でございますけれども、主な予算内容につきましては、特別養護老人ホームの峰山荘の移転改築に伴いまして淀川小学校の跡地が候補地になっておりますけれども、敷地用地の地積の更正或いは登記関係の業務を委託業務としておりまして、1,712千円が主な要因でございます。それから地域福祉計画の策定事業費につきましてですけれども、社会福祉課で計画策定します地域計画が25年度で終了することになっておりまして、この計画改善に向けた経費といたしまして、405千円の予算を計上しているところでございます。それから社会福祉協議会への補助金でございますが、83,620千円という金額になってございます。増減はございませんが、所謂社会福祉協議会事務職員の人件費の補助といたしまして、支出、予算化したものでございます。社会福祉協議会の経営の安定化のために、3年間の期間を固定して補助を行うことにしておりまして、23年、24年、25年と3カ年を計画して補助を行うものでございます。補助の対象とする職員は一般職の、合併前から社協の職員としてそれぞれの町村の補助をうけてきた、社協の職員ということでございまして29名おります。正職員と嘱託職員と臨時職員と3つに区分いたしまして、正職員は給料に法定福利費、所謂手当等の部分を含めた金額を、また嘱託職員につきましては給料、臨時職員につきましては給料に1/2ということで算定いたしまして、合わせて83,620千円という金額を計上しております。今後25年度につきまして、おそらく職員の入れ替えもございまして、また人件費の増という状況も想

定されておりますので、最終年度の25年度で精査をいたしまして、そして次年度の26年度からの3カ年の方に人件費を調整した上で、補助をしていくという考えであります。それから次の頁にまいりまして、福祉組合負担金につきましては先程説明しましたとおり、減額となっておりますが、真森苑、太田の真木苑、真昼荘におけるケアハウス及び生活支援ハウスの負担金分でございます。また、県南ふくし会への41,586千円の補助金につきましては、県南ふくし会が建設しました特別養護老人ホームサン・サルビア及びデイサービスセンターの施設建設の償還金に対する助成といたしまして、平成30年度まで償還ということにしておりまして、債務負担といたしまして41,586千円の計上したものでございます。それから世代交流福祉館管理費につきましては、大曲地域で鞠子苑、それから玉川荘、これらにつきましては指定管理費の分を含んでおり、玉川荘につきましては外壁修繕ということで1,140千円かかっております。西仙北地域の土川にあります世代交流福祉館は屋根の塗装修繕ということで109千円を計上してございます。また協和地域にあります中淀川、水沢、小種、荒川、沢内の世代交流福祉館は維持管理料といたしまして5,821千円、うち指定管理料が5,684千円となっております。それから生活支援ハウスの管理運営費でありますけれども、協和と南外に生活支援ハウスありますけれども、特定財源といたしまして入所者の負担金2,015千円、それから福寿園のデイサービスが南外の生活支援ハウスで事業を運営しておりますことから負担金として3,000千円、その他51千円ということで、財源があがっているところでございます。

以上で社会福祉課関係の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。先程の補正予算と同じでこの後も説明が続きますが、各課毎に質疑を行っていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（大山利吉） ご異議なしと認めます。それではただいまの佐々木課長の説明に対しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。はい、石塚委員。
- 委員（石塚柏） 子ども、若者支援事業について、新規事業でいい事業だなという気持ち半分、これ効果を出すのに大変だろうな、大変な事業に挑戦されるなと言う気持ちであります。聞きたいことは山ほどあるんですが、1点だけお尋ねします。職員体制、責

任者1名常勤ということではありますが、プライバシーもあるのであまり詳しくは聞きませんが、この5名の概ねの経歴、能力をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大山利吉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） この5名の方々につきましてはいずれも現在、びおらというところで支援事業を行っている方々でございまして、その方々がそのまま25年度も引き続きこの事業にかかるというふうなことでございます。まず責任者という方は、相談所の所長という扱いになろうかと思えますけれども、元の千畑小の校長先生、鈴木ますみ先生が責任者と位置づけたところでございます。また、相談員の2名につきましては、1人は、所謂保健師、看護師、保健教諭の資格を有した方で、合わせて上級の思春期保健相談士、初級教育のカウンセラーの資格を有した方です。もう1人は資格ということではございませんか、大仙市のメンタルヘルスサポーター、また秋田県の総合政策心理会の専門委員として、メンタル的な相談業務にたけている方々でございます。それからスタッフの2名というのは、就業を一般企業の方に出向きまして必要な方を連れて行ったりする方々です。或いは施設の周りに畑或いは、野菜を栽培するといった場所もございまして、そういった部分、それから庶務的な雑務的なことを担うスタッフでございまして、この方々は時間給という扱いになってございます。そういった5名の方々です。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（石塚柏） 結構です。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 今の同じ事業で、委託料、非常勤相談員、さっき条例で6,100円というのあったすな。非常勤相談員698千円とあるけども、単純に割ってみれば95日くらいなる。1年の半分、その辺りなただ勤務態勢になるか教えてたい。

○委員長（大山利吉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 嘱託職員なり、この職員の賃金とそれから協議会の6,100円の協議会委員は全く別物でございまして。あくまでもこの2頁のほうに、職員として協議会の嘱託職員の人件費2名分、委託事業として位置づけております相談員、非常勤の職員2名分については、これにつきましてはこの予算の中で人件費を払っていくこととなります。協議会の方の6,100円というのは、4頁のほうの協議会の構成するメンバーといたしまして、市役所の健康福祉部の管理職もこの委員の中に入る予定

ですけれども、その他に例えば商工会議所でありますとか、商工会でありますとか、或いは保護司会の代表でありますとか、そういった方から委員として入っていただくと。

○委員（佐藤孝次） その委員の方々の6，100円ということだか。

○社会福祉課長（佐々木清哉） そうです。

○委員（佐藤孝次） 分かりました。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 相談や助言等で社会復帰をさせることできるものなのか。通って支援する（マイクに音声が入らず、聞き取り不可能）

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 相談業務にあたる労力に対する賃金、人件費をおいてるわけでごさいます、その人たちが相談業務や支援をしていくわけですけれども、委員のお話にもありましたとおり1人1人支援方法が異なる訳でごさいます、学校に復学するまで、ひきこもりの若者を就労させるのはかなりの時間を要するというように考えております。ただ書き物でしか理解しておりませんで、実際どういうかたちで支援していくのかという状況というのはあまり理解として持ち合わせていない状況でごさいます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） やってみてその結果を我々は期待しておるもんだから、あとで中間的に教えてもらえればと思います。次。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 老人クラブの補助金のことと合わせて、老人クラブの人数が減ってきてるすおな。なして人数が減ってきてるかというとお分かりになるかと思いますが、入る人がいない。何故かというと事務をやる人がいない。その辺りのことをお聞きしたい。果たしてこの老人クラブを維持していけるものなのかどうか。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） まさに老人クラブの存続は、事務員がいるかどうか、それから事務員を自前で抱えられるかどうかにかかっていると思います。実際に地域の老人クラブのほうでは、会員の中から事務局としてお願いして、ある程度経費を人件費を払ってやっていただいているところもありますし、社会福祉協議会の方々から若干事務的な援助をいただいているところもごさいますし、また大曲地域に関しては、職員がやっているという部分もありまして、これまでの事務体系の流れはある程度踏んでいる状況

もありますけれども、やはり会員の中から実際事務をお願いしてやらなければならない地域に関しては、非常に実際そういう声を、通知があまりにも多くて、苦勞している状況がよく聞こえてきます。今後はそういった部分をどういうふうにして協力体制を持っていくかというところは、大きな課題があるということは間違いのないことであると思います。今後もそういった対応について各老人クラブの会長さん方と、今後も事務局体制のあり方、若干ご指摘を受けている部分もございますけれども話合ったいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 事務体制ばかりでねんだ。老人クラブの事業のあり方、例えばお楽しみ会なんかもやっぱり激務だすおな。老人クラブの集まりでもなかなか(聞き取り不能)。

○委員長（大山利吉） 課長、よろしいですか。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 次に、予算概要の1頁、社会福祉協議会への補助金（聞き取り不能）

○委員長（大山利吉） 佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 社会福祉協議会への補助金3カ年計画については、説明したとおりですけれども、当然3年間見越すわけですので、分かりやすく言うと初年度は実績よりも多い、2年後は結果的にはやや同じ額の予算ということになりますし、3年目に関しましては交付に額よりも実績の方が多いうふうになって、要するに人件費の上昇に合わせて、この人件費を見越すとして平均値を算出しているところであります。3年以外にも、その職員の年齢とか昇級停止とか退職とか、昇級を1人1人積算しまして3年間の全体の経費を割り当てるとデータをだしているということでございます。ただ委員のご指摘のとおり、そのとおりいくということはなかなかないわけでございます。ただできるだけ社会福祉協議会の職員が退職した場合は、新職員をすぐ採用するというふうなことになるわけです。その部分ということになります。いずれ社会福祉協議会へは今後も助成する必要があるわけですけれども、継続していく中で経費を算出してまいりたいと考えております。

○委員長（小松栄治） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 残った人件費の補助、余ったど。余らねば、そのあたりのこと聞きたくてだ。なんとするもんなんだが。お願いします。

- 委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 補助金が余るということは、初年度だけで2年目3年目は社会福祉協議会にとりましては赤字になっている状況がございます。
- 委員（小松栄治） 2頁目のNo.18、指定管理が2つありますけれども、どことどこですか、これ。
- 委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 指定管理は大曲地域に関しましては、鞠子苑と玉川荘の2カ所でございます。
- 委員（小松栄治） 相手がどこだか。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 鞠子苑はシルバー人材センターでございます。玉川荘につきましては、地域の下大戸の自治会であります。
- 委員（小松栄治） 分かりました。もう1つ。
- 委員長（大山利吉） はい、小松委員。
- 委員（小松栄治） 20番目の生活支援ハウス管理運営費の中の冷温水発生器修繕、南外の温泉井戸洗浄工事は具体的にどんなものですか。
- 委員長（大山利吉） はい、課長。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 協和の冷温水発生器修繕というのは、空調の冷暖房の部分の工事でございます。
- 委員（小松栄治） 暖房の器具とかなにかにかにかしゃべったらいいべ。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 冷暖房関係から水漏れがしたということがございまして、行った工事でございます。それから南外のポンプの分解点検修理につきましては井戸の部分のポンプ分解及び洗浄の工事でございます。
- 委員（小松栄治） 分かった。あとでよく教えてたい。
- 委員長（大山利吉） 小松委員、できることであれば、課長の方に電話なりしてその場で解決していただければありがたいと思います。
- 委員（小松栄治） 分かりました。
- 委員長（大山利吉） 他にございせんか。まだ質疑があるようでございますが、昼食のためここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（ 休 憩 午後12時 2分 ）

（ 再 開 午後 1時00分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。それでは先程の続きでお願いします。社会福祉課所管の質疑につきましてありましたらお願いいたします。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 最初に4－5頁です。ここの中にサポーターの養成とか色々あるんだけど、この中で自治会長の協力協定という言葉あるすな。非常にこういう色んな福祉の関係だとか見守り隊だとか防災だとか、非常に行政だけでなく自治会だとか自分の努力だとか、いうことで組み合ってるんだけど、随分自治会との関わりが数多くでてるんだけど。この自治会との協定結ぶだとか自治会に対し、地域アンケートやるとか。そういうことをいっぱいやるのはいいけれども、自治会のところでだいたいOKしてるんですか。そこ1つお尋ねします。

○委員長（大山利吉） はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） やはり高齢社会になって地域で支えることのできない状況がだんだん増えてきている中で、我々も色々な民生委員はじめ、或いは社協なり或いは地域の支所を通じて、地域の要援護者の情報をだしまして、そして地震ばかりでなくて、こういう豪雪もそうですし、また大雨なんか豪雨災害なんかもそうですけども、安否確認をしていただいている状況がございます。24年度には民間事業者から協力をいただきまして、業者の所謂宅配業者なり郵便局なり、それから新聞販売なり、或いはそういった方々から協力いただいて、配達した時のそういった見守りの活動をお願いしてきたところです。今回そういった状況を踏まえて、できるだけ地域の要援護者を地域の方々からみていただくとする取り組みというものも今年度から進めております。その地域の方々といった場合に、やはり自治会という存在というのが大きくクローズアップされてきてるわけなんですけども、全面的にというか、どちらかという補完的に機能していただかないかというのが、こちらの要望でございます。ただこれには自治会と自主防災組織という所謂災害防止活動を行う組織と2通りあるわけございまして、今盛んに総合防災課の方では防災組織の立ち上げに取り組んでいるところです。そういった共通して、高齢者なり、災害時における高齢者支援というのはどういう形でやったほうがいいのかっていうのが、福祉のサイドで向かっていくのか、それとも総合防災の方から向かっていくのかといった、切り口が異なるわけなんですけども、今回アンケート調査をいたしまして、それぞれの自治会469の自治会の会長さん宛にそういった自治会の活動の中でそういった災害時の見守り支援の活動というものが行われているかどうか、そ

それぞれの自治会に自治防災組織みたいなものがあるかどうか、状況把握をすることが先決だというふうなことで、今回アンケート調査をしてその概要を把握しているところがあります。できればそういった結果、自主防災組織は形としてはできてるんだけど、やはり実効性となりますとなかなか機能していないという面があると。名前としては自主防災組織として自治会から表裏の関係といいますか、機能として立ち上げたんだけど、実際は自治会の活動の方に重きがおかているというふうな、それぞれ状況違うと思いますけれども、そういった意見が寄せられております。そういったことで自主防災組織とそれから自治会という2つの側面からこういった地域の高齢者の支援、見守り支援、災害時の避難支援、そういったものを行っていただきたいというふうなことで、我々もっている情報を地域のそういう自治会の方に提供いたしまして、活動の一端を担っていただけないかとそういうふうなことで、今年度からはじめておりまして取り組んでおりまして、だいたいその結果20くらいの自治会からそういった要請を、同意を受けておりまして、そういったところに順次情報提供をして、そういった取り組みをしていただくというふうなことにしております。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 協力要請したり、色んなことをお願いしたりすることは、これは非常に何事やるについても結構な話ですけども、この自治会組織、合併時にもっとちゃんとした組織で頑張りがあつたんだけど、合併と同時にどんどん自治会活動が廃れてきたっていうか、そういうふうになってきてしまったんですね。言わせれば行政の責任も大きいんですよ。そのことをよく言ってきたんですけども、なかなかそうではなかった。それでも今言われるように、地域との色んな関わりの中で、少しずつは理解度も高まっているのかと思いますけれども、やはり自治会の組織の人たちもボランティアというもんでね、全く暇だれしてやってることでいいのかなという、この今言われる色んなこの行政で言ってる色んな自治会の要請だとかアンケートだとか、色んな共助だとか、こういう話を持っていくと、この人たち役員やる人いなくなってしまう、今ほとんど役員さ手挙げねんだすよ。やったってばかくせて話で、つめていけばね。そういう環境になってきているのに、こういうことやるについて、もっと早く、もっと先にやることあるって言うんです。やはり自治会組織、それぞれねとも作ったとなってるんだけど、活動してるかどうか私は分かりません。けれども69組織あるということだからそうかもしれねけれども、開店休業の自治会もまだ結構あると私思ってます。だか

らそういう人たちをきちっと一同に介して、皆さんで色々な事を議論したり勉強会やったり、そういう場を設けたことあるのかなって私思うんです。その辺はどうですか。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 勉強会とまで言わなくても、こちらの方で福祉のサイドから自治会の方に情報を整備していく段階で、自治会長さんに協力をいただきたいというふうなことで、民生委員さんと自治会長さんの両者の協力で、それぞれの地域の集落の高齢者の情報といったものを、お願いした経緯はございます。それぞれ8支所でもってその会議を開催させていただきまして、自治会長さんから出席していただいて、主旨を説明し、お願いをした経緯はございます。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 民生委員を通じて話ししたとか、そういうことでは私ないと思うんですよ。民生委員は民生委員の活動、先程も予算のところで説明あったんですけども、これはもう自治会の組織からみたらお金の話でいくと、店長さんと番頭さんの差がある。自治会は自分たちの自主財源で基本的にはやってるわけなので、自治会費100円上げるのにどのくらい難儀するか分かってますか。そう簡単に自治会費を上げることはできないんですよ。その中で今まで何かの手当的にもらったものをどんどん取っていく、それで今度逆に言えば、こういう色々なここに書いてるような、そういう自治会に関わった活動することによって、実績のあるところさなんか手当だすとか、そういうことでもはっきりと分かって言ってるのならば、それは自治会の人たちも頑張るっていう気持ちもひとつあると思います。なんか、なにさもかにさも、自治会自治会って、なんか行政で逃げ道を作っているような感じしてしょうがないです。本当に行政として、ここやっていかねばねとすれば、自治会さ先に、自治会がお願いしていくとかでねくて、しっかり話が決まってからここさ載せた方がいいと思いますよ。こうやって自治会にお願いしていきます、協力をお願いしていきます。せばできね時なんとすなやって。そういうそのやり方が少し私は、乱暴でねがなって、もう少し丁寧に自治会活動なんかも見守って、やっていくべきでないのかなと、こう思います。ひとつ研究してください。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員、よろしいですか。

○委員（大野忠夫） それから、もう1つ。これは4-12頁になります。障害者施設運営費補助金ていうところあります。ここ生活支援、まだ説明してねとこだか。

○委員長（大山利吉） 今社会福祉課の方に質疑でございますんで。

○委員（大野忠夫） もしとんでしまって、戻るときも途中にあるかもしれませんが、そこひとつお願いして、これで私いいです。生活支援分野はこれでいいです。

○委員長（大山利吉） 他に。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。次に、逸見地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） それでは引き続きまして、地域包括支援センターの平成25年度事業についてご説明申し上げます。予算概要書、横A3横に長い3つ折りの資料については4頁でございます。はじめに事業概要書の方、健康福祉部の主な事業の説明書、こちらの方を使いましてご説明させていただきたいと思っております。はじめに4-13頁をお開きいただきたいと思います。はじめに高齢者生活支援サービス事業についてでございます。高齢者生活支援サービス事業は、要介護高齢者やその家族等に対しまして、地域において自立した生活や生活の質の確保を図るために実施している事業でございます。事業内容については事業説明書の3. 事業の概要の表の中にありますとおり7つの事業で構成されております。1の要介護者移送サービス事業など7つの事業でございますが、その7つの事業の予算額は25年度の2段目の予算のところをご覧くださいますと、51,590千円、前年度比で1,795千円増の予算となっております。前年度と比較で増額となっている主な理由でございますけれども、事業一覧の②でございますが、軽度生活援助事業、これは事業を委託しておりますシルバー人材センターの平成25年度からの事務手数料が一斉に改訂になりまして、その委託単価を856円から880円に変更したことによります。その他、事業内容そのものについては25年度において前年度と大きな変更はございませんけれども、引き続き高齢者の生活を支援するために必要な市の事業として継続実施してまいります。なお、24年度まで実施しておりました「家族介護者ヘルパー研修受講支援事業」、これは在宅で介護の経験ある方が、ホームヘルパーの受講資格を取った際に、その費用の一部を市の方から助成するという制度を実施しておりましたけれども、利用者数が減少しております。また近年ハローワーク等の就業訓練制度なども充実してまいりまして、他制度の利用によって研修受講助成などが可能となっておりますので、25年度においてはこの事業は廃止しておりますことをご説明させていただきます。なお、この7つの事業の財源でございますけれども、次の4-14頁をご覧くださいと思います。下段の方に財源内

訳というのがございますが、高齢者生活支援事業債で43,600千円、そしてこのサービスを利用する事業の中で利用者が負担する事業がございますけれども、これについては利用者負担金7,977千円が充当されている事業でございます。

続いて、事業説明書のとびますけれども4-16頁をご覧くださいと思います。はり、灸、マッサージ施術費助成事業でございます。本事業は平成24年度から年間の助成券の交付枚数を12枚として実施しております。このことにつきましては23年度、24年度と枚数減という形で実施させていただきましたが、25年度においても引き続き同様の内容で実施することとしております。予算額は8,370千円、前年度比較で2,228千円の減の予算としております。これは24年度に交付枚数を減らしたことにより、実績見込みを参考にいたしまして、さらに年々利用者そのものは増加しておりますので平成25年度の利用者の増加要素を加味いたしまして積算した額でございます。この事業につきましては、秋田県の後期高齢者医療特別対策補助金4,218千円が充当される事業でございます。

続いて、4-17頁をご覧くださいと思います。介護予防事業費についてでございます。介護予防事業費は3の事業の概要の欄を見ていただくと分かりますように、二次予防事業という事業と、一次予防事業という2つの予防事業で組合わさって成り立っております。この2つの予防事業を合わせての事業予算額は平成25年度において29,570千円、24年度当初予算比較で10,144千円の増額となっております。10,000千円余りの予算増額の理由でございますけれども、平成24年度において制度改正がございました。予防事業の中で、介護状態となる恐れの高い方を把握するために行います基本チェックリストという調査の内容が変更になりました。その際、この介護保険における介護予防事業というのは、大曲仙北広域組合介護保険事務所が大仙、仙北、美郷2市1町で同じ内容でこの事業を行ってきておりましたので、24年度においてその調査に係る費用は、広域組合で一括予算措置いたしまして、事務の方を委託契約から予算執行まで一体的に行ったところでございます。制度改正におきまして24年度1年間事業を行いましたので、平成25年度においてはこの事業は各市町村においてそれぞれ予算措置し実施することとしたことから、その実施に要する費用分10,000千円余りでございますが、その費用分が増額となったものでございます。それから4-18頁、次の3つ折りの資料をご覧くださいますと、二次予防事業は大きく3つの事業で構成されておりますけれども、ただ今説明しました二次予防事業対象者ですね、要介護状

態になる恐れのある方を把握するための調査でございますけれども、この事業の中では大仙市はアルブミン検査というものを実施しております。アルブミンというのは高齢者の健康状態を判断するのに重要な指標として着目されております血液中にあります血清アルブミンというたんぱく質の量によってその人の栄養状態が推し量られ、健康状態もそれに連動しているという調査結果がでております。当市におきましては20年に渡って、南外調査などで当市との関わりのあります人間総合科学大学の熊谷教授の協力を得て、このアルブミン検査を同時に実施しております。このアルブミンの検査は秋田県では当市のみの実施でございますし、全国的にも先駆的な取り組みの調査というふうに言われている調査でございます。この結果を市民の健康或いは介護予防に活かしていく事業として進めていく予定としております。

次に4-19頁をご覧ください。一次予防事業の事業項目14まで事業毎に事業概要等を掲載したものでございます。大きくは24年度と大きくは変わっておりませんが、個々の事業の実施方法などについては、24年度の実施を評価いたしまして、それぞれ工夫改善を加えながら、特にスポーツ振興課で行っております市民の健康作りの教室や活動等とも連携しながら実施することとしております。詳細につきましては4-18、4-19のそれぞれの事業の詳細をご覧いただきたいと思っております。戻っていただいて4-17頁の下段、財源内訳をご覧ください。介護予防事業費につきましては、全額介護保険事業の受託費として29,570千円、全額が特定財源として充当されます。

次に4-20頁をご覧いただきたいと思っております。包括的支援事業及び任意事業でございます。この事業につきましても、大仙市の地域包括支援センターが行う事業として予算計上しております。事業の概要にございますように、介護予防事業同様、介護保険制度の地域支援事業という大きな枠に位置づけられた事業でございます。行う事業については、25年度も24年度と大きな変更はございません。引き続いて高齢者が地域において自立した生活の支援や、中でも高齢者虐待、消費者被害防止など、高齢者の権利を守るための総合相談、支援機関としてその機能を果たしてまいります。また合わせて高齢者の生活やその家族を支えるための各種事業を展開してまいります。細かい事業詳細については次の4-21、4-22頁のとおりでございます。非常に数が多いので1つ1つの事業の説明は割愛させていただきますが、包括的支援事業というのは包括支援センターが専門職を配置しておりますので、市民高齢者の方々の様々な相談に応じていくという事業でございます。その下の任意事業につきましては、本人または家族

の方々の支援ということで実施している事業でございます。特に大仙市の場合はこの中で、⑥それから次の頁の⑫、⑯、⑰と認知症に関連する事業をきめ細かく継続していく予定でございます。財源といたしましては、介護予防事業と同様、介護保険財源の方から、広域市町村圏組合の方から包括的支援事業受託費と、それからこのサービスの中で利用者が負担する事業がございますので、その納付金と合わせまして全額28,046千円が財源として充当されています。

次に、4-23頁をお開きいただきたいと思っております。温泉ふれあい入浴サービス事業でございます。本事業は平成24年度から年間の利用券の交付枚数を12枚として実施しております。これにつきましても25年度において12枚の交付という形で事業を継続していくこととしております。なお、予算につきましては、24年度において交付枚数を減としたことによる影響がございます。24年度実績比較で1,600千円ほどの減となる見込みでございますが、25年度予算においては、この後高齢者数の増加、それから80歳以上の無料券を交付されている対象者の利用割合が増えていることなどを加味いたしまして、25年度の事業費を積算したところでございます。前年度当初予算比較で430千円減の8,393千円を25年度当初予算として計上しております。この事業の財源には、75歳以上の利用者にかかります秋田県後期高齢者医療特別対策補助金4,753千円が充当される事業でございます。なお、この温泉ふれあい入浴サービス事業につきましては、事業の在り方についても、昨年の23年度決算特別委員会におきまして大野議員のご質問にお答えしたとおり、今後も引き続いて利用状況を把握した上で、温泉施設等、或いは市の商工観光で行われているような割引制度など類似事業との動向等を踏まえまして、この事業との関連性や利用状況の分析及び検討は引き続きしてまいります。

事業説明書に記載した事業予算の説明は以上でございますが、その他の事業につきましては、前年度予算比較で増減が大きいものについてのみ説明させていただきますので、A3横長の予算概要書4頁をご覧くださいと思います。この表の真ん中ほどでございます。広域市町村圏組合介護保険事業負担金でございます。この事業の負担金は1,380,150千円で16,088千円の増となっております。非常に大きい額でございますけれども、介護保険の給付費の増額によりまして市町村が負担する分の増額でございます。続いてその下の段の老人福祉施設入所措置費でございます。これは県内の養護老人ホームに大仙市から入所されている方々に対する事務費、生活費の経費でございま

すが、25年度60,877千円となっております。前年度と比較して4,595千円の減となっております。入所者の減によります予算の減でございます。

予算に関しましての私からの説明は以上でございますが、この場を借りましてもう1点委員の皆さまにご報告させていただきたい事項がございます。既に市長の市政方針の中でもございましたとおり、地域包括支援センターが高齢者にとって分かりやすく親しみやすいものとなるように、4月から愛称を「高齢者あんしん相談室」ということで、制度上は法に定める地域包括支援センターという機関は変わりございませんけれども、市民の皆さんには今後「高齢者あんしん相談室」ということで呼んでいただけるように、この後広報等で周知PRしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、地域包括支援センターの説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 事業説明書の4-18頁、介護予防事業のアルブミン検査という、今度県内では1番先だという話。なんか何でも1番が好きなような感じは受けるんですけども。検査もまた中身についてもよくしっかり分からないんだけど、なんとなく健康をチェックするんだなということは分かります。ただ、この委託先が秋田県の総合保健事業団ということになりますが、これその人個人によってドック受けてる方も色々ありますけれども、ドックの中にこれ入ってる分野もあります。ただそういう時に、この限定されると、こっちの方に行かないとなかなかアルブミンの検査はなくて、他の方に行くところ抜けてしますという、そういう懸念もあるんでねがなと思いますけれども、この委託先はドックを受け入れてる先をすべて入れて欲しいなと思いますけれども、そこから辺少し考え方聞かせてください。

○委員長（大山利吉） はい、逸見所長。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） 大野委員のおっしゃるとおり、市民の方で検査を受けた方が、この数値全部把握できる仕組みがあれば本当は完璧だとは思ってるところです。ただ今回、市民が1つの場所に集まって集団検診、今で言いますと特定検診、それから後期高齢者検診、それから国保以外の保険加入されてる方が市の検診に来た際に65歳以上の方のみに限ってですね、同じ検査の受託先であります総合保健事業団に検査を委託するというところまでようやく今道筋がついたところでございます。大

野議員おっしゃるように、医療機関、或いはドックで受診した際のそういった個人データでございますので、それをですねこの先活かせるような仕組みも検討させていただきたいなと思っておりますので、もう少し時間がかかるのではないかというふうに私どもも考えております。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） それから先程最後の説明にありましたけれども、温泉ふれあい入浴サービス事業の関係です。確か去年も私このこと少なくなったので話したんですが、こちょっと事業の概要のところ、対象者市内に住所を有すると①②③とあるすな。無料券のところについては、この3つが該当すると。今度は助成の分野にいくと、③が抜けるすな。満80歳以上に者は抜けて、そうすればこの分野はどこで救うことになるんだすべ。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） 事業説明書の4-23、3の事業概要の部分のお話でございますね。対象者が市内に住所を有する①②③となっております。基本的にはこの制度が70歳以上の方々を対象とするものでございますが、1つは無料券の対象となる方は③80歳以上の方ですので、この説明書の記載そのものが私どもの方で謝っておりました。大変申し訳ございません。無料の方々については、80歳以上ですので、この助成のところのご指摘あった無料の上記対象者の②のところは③となります。大変申し訳ありませんでした。それから半額で利用できる方が対象者の中の①70歳から79歳、70歳に至らなくても身体障害者手帳を受けている方の②でございますので、助成の欄の入場料の半額という欄の矢印の右側については、上記対象者①②というふうに訂正させていただき、お詫び申し上げたいと思います。ご指摘ありがとうございました。これで全対象者が、半額または無料というところに該当するということとなります。以上のような説明でご理解いただけたでしょうか。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（大野忠夫） いいです。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので。

ちょっと不調法だす。これ80歳以上、毎日入ってもいいやつ。ちょっとそこら辺。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） 交付券が12枚というふうにさせていただいておりますので、12枚まではただで。

○委員長（大山利吉） 無料ということ。それ以上はお金かかるということだすべ。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） そうです。あとは温泉施設独自のあれを利用させていただくとか。場合によっては独自に割引をしているところも施設もございますので。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長、お願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） それでは私の方から生活支援課所管分につきまして説明させていただきます。主な事業説明書6頁目お願いしたいと思います。「障がい者（児）タクシー利用券給付事業」につきましては、3,189千円の予算計上でございます。こちらは継続事業でございます。身体、知的、精神障がい者（児）及び人工透析患者が利用するタクシー料金の一部を支援し、経済負担の軽減を図ることを目的としておるものでございます。3事業概要（1）の表にありますとおり、手帳所持者色々書いてありますけれども、この中の一番下ですけれども、対象者を782人ということにしているものでございます。支援部分といたしましては（2）にありますのとおり、利用券1枚あたり600円として、年間24枚を限度として申請月から当該年度末まで月2枚を給付するものでございます。実績につきましては見込額等ですけれども、（3）にありますとおり、25年度の太枠でありますけれども対象者362名、交付見込み8,060枚、利用見込み5,100枚という見込みで予算計上しております。こちらは全額市の一般財源の持ち出しでございます。

次に7頁でございます。「人工透析通院費支給事業」でございます。こちらは3,461千円の予算計上でございます。当事業も継続事業でございます。当事業は、腎臓機能に障害のある方が慢性透析療法による治療を受けるため、医療機関へ通院に要した交通費の一部を助成しまして、経済的負担の軽減等を図ることを目的としておるものでございます。3の事業概要にありますとおり、対象者は治療を受ける医療機関まで片道5km以上、先ほど説明いたしましたタクシー利用券の給付を受けていない方ということになります。支給額は、居住地から医療機関まで往復距離数に通院回数を乗じて得た距離数

に1 kmあたり10円を乗じた額でございます。表にありますとおり、23年度、24年度の実績をふまえて、25年度は太枠でございますけれども、72人、給付額を3,426,460円と見込みまして、予算要求しているものでございます。

こちら財源内訳は、全額一般財源でございます。

次に8頁をお願いします。「障がい福祉サービス給付費」でございます。1,305,481千円の予算計上でございます。当事業は、障がいのある方や子どもがその有する能力や適正に応じまして、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、希望に応じて必要な各種サービスを施設等を利用し提供することによりまして、地域における自立生活を支援し福祉の増進を図ることを目的としているものでございます。2の事業目標にありますとおり、利用者は年々増加傾向にございます。25年度は全体で976名を見込んでおります。主な見込み数につきましては、下欄の方にあるとおりでございます。3の事業概要にありますとおり、サービス利用者（児）に対してまして支給決定を行いまして、サービス提供事業所等に原則9割を支給するものでございまして、(1)から(4)の各種サービス等について支援するものでございます。各種サービスの対象者、サービス内容、年度実績、実績見込額等につきましては、次の9頁、10頁に一覧表を載せてございます。こちらは24年度より25年度で予算計上額が大幅に増額となっております。こちらに対しましては、24年4月から障害福祉サービスの報酬単価改定がされたこと、介護給付における生活介護、施設入所支援、就労継続支援等で利用者の増が見込まれること、計画相談支援給付費が24年4月から26年までの3カ年で、利用される方全員の策定が義務づけられたことによる計画策定者の増等によるものであります。当事業は、国の必須事業で対象者やご家族の精神的、経済的負担軽減を図られること、障害者自立支援法に基づく事業でございます。こちら有効に活用されておりまして、年々利用者が増加していることで、今後も国、県の情報を得ながら継続していく事業となります。財源内訳にありますとおり、こちらの事業におきましては国県支出金が976,722千円が充当されることとなります。

次に11頁をお願いします。「障がい者通所施設等交通費助成金支給事業」につきましては、1,292千円の予算計上でございます。当事業は、障がい者が市内にある就労継続支援施設や就労移行支援施設に通所し、生活訓練や就労訓練等に励む市内在住の障がい者に対しまして、経済的負担軽減と安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、通所にかかる交通費の一部を助成し支援することを目的とするもので

ございます。2の事業目標にありますとおり、25年度は現利用者30名、新規利用者4名の計34名を想定しているものでございます。3の事業概要ありますとおり、対象施設は市内の障がい福祉サービス事業所「ほっぺ」、「テnderランドリーファクトリー」、地域活動支援センター「ふれあい」の3カ所に通勤するものでございまして、公共交通機関か自家用車で通所している対象者に、月額5,000円を限度として助成するものでございまして、25年度の予算額は23年度、24年度の実績額を見込んで計上しております。当事業は、少ない工賃で交通費や昼食費等をまかないながら通所している本人やご家族から好評を得ている事業でございまして、引き続き事業を継続していきたいと思っております。こちらも全額一般財源でございます。

次に12頁をお願いします。「障がい者施設運営事業費補助金」につきましては、1,035千円の予算計上でございます。当事業は、平成23年7月に神岡に開所したものですけれども、障害者就労支援施設「テnderランドリーファクトリー」の運営経費に助成しまして、経営の安定を図ることを目的とするものでございます。2の事業目標にありますとおり、経営運営が安定すると見込まれる25年度末までの約3年間に支援するというにしているものでございます。3の事業概要にありますとおり、当施設は就労継続支援B型として開設してございまして、高齢者施設等の私物や白衣、おしぼり等のクリーニング業務を行っているものでございます。その使用する水道量が多くなるため、簡易水道と下水道の使用料金が高額になることも見込まれることから、その経費に対しまして補助するものでございます。表の23年度実績や24年度の見込額を勘案いたしまして、25年度は平成24年度と同額の助成額としておるものでございます。当施設は開設3年目となりまして、利用者定員45名に対しまして登録者が55名、利用者35名と徐々に安定してきております。引き続き25年度も支援をしていくものでございます。こちらも一般財源全額でございます。

次にとびます。35頁をお願いします。「生活扶助費等」につきましては、2,039,106千円の予算計上でございます。当事業は、生活保護扶助費分と中国残留邦人に係る永住帰国後の支援部分が合わさったものでございます。2の事業目標にありますとおり、中国残留邦人に対する支援状況につきましては、2世帯3人という状況で生活扶助と同様の支援を行っているものでございます。保護状況につきましては、表のとおり24年度の平均見込み数値等を踏まえて、1,109世帯、1,557人、保護率で18.1%と見込んでおります。3の事業概要(1)の表のとおり、24年度の実績見込額等

により25年度の予算計上は生活保護費で2,030,815千円、中国残留の支援給付費で8,291千円としているところでございます。生活保護部分では、24年度の実績見込額が大きく減となっておりますけれども、こちらは先程補正でも申し上げましたけれども、生活扶助と医療扶助が24年度当初予算より大幅に減となる見込みでございまして、それを見て予算計上しているものでございます。医療扶助部分では、同じ説明になりますけれども入院患者が大幅に減少したこと、これは下の表、一番下欄の方ですけれども医療扶助というところですが、こちらにありますとおり、後発薬品の利用割合が高くなっているため医療費が減額ということと、生活扶助部分では一番下の表にありますとおり、就労支援員によるハローワークへの同行訪問等によって求職活動を行いまして24年度1月末現在で23人が就労開始していることから、その分扶助費が減額となっているものでございまして、それをあわせまして予算計上しているものでございます。また中国残留支援給付部分につきましては、今後対象者の増は見込みありませんけれども、現対象者が高齢となりまして入院等の医療支援や介護支援の増が見込まれることから、24年度当初より2,332千円増としておるものでございます。今後も36頁にありますけれども、引き続きジェネリック後発医薬品の周知徹底、就労支援員を利用しました就労開始による自立支援を目標としていくとともに、議員の皆さまご案内のとおり25年度は生活保護の大幅な見直しも図られるという報道もされております。そういう情報収集に努めながら適正な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。財源内訳につきましては、国県支出金が1,537,873千円充当されることになっております。

主要事業につきましては以上でございまして、引き続きまして、A3の方で説明させていただきたいと思っております。5頁目からなります。額的に小さいんですけれども、一番最初の「住宅手当緊急特別措置事業費」ですけれども、当初24年度で終了予定でしたけれども、今後継続される事業となりまして、予算計上しております。

次の頁でございまして、「特別障がい者手当等給付費」でございまして、こちら右の欄にありますとおり、特別障がい者手当月額26,260円、障がい児福祉手当月額14,280円、経過的福祉手当月額14,280円、こちらを対象者に支給するものでございまして、減額部分につきましては対象者が減となる見込みであることから、減額しているものでございます。

次に「大曲仙北広域市町村圏組合知的障がい者施設負担金」でございまして、こちら

4, 452千円の減となっておりますけれども、条例の方でも説明しましたけれども、角間川更生園が水交會に移ることから、その部分の負担金が減になっております。その他に今までは後三年更生園にも職員4人でしたけれども、今後角間川更生園部分も含めまして11人分、その分合わせまして予算計上しておりますけれども、角間川更生園部分の負担が大きかったもので4, 452千円の減という状況でございます。

次に「精神障がい者福祉費事務費」1, 222千円の減でございます。こちらは精神障がい相談員が4月で、今の3月末で退職することからその方の賃金部分でございます。

次に「障がい程度認定経費」、こちらは1, 309千円の減でございます。こちらは先程も条例でやりました、1日20千円を1件1千円ということで、委員の報酬が減となること、それから検査される方が減っていることから委託料の減で1, 309千円の減という状況でございます。

次の頁をお願いします。自立支援医療給付費でございます。こちらは右の備考にありますとおり、更生医療、育成医療等含めたものでございます。下の☆印にありますとおり一般腎臓120名、生保腎臓13名、一般心臓1人、肢体2人、咀嚼2名、それから育成医療13人、この部分の予算計上でございます。4, 139千円の増でございますけれども、大きいところが生保の腎臓部分が増えていること、それから育成医療24年度までは事務費だけでしたけれども、県からの移譲でございます。25年度からは扶助部分も入ったことから増額になっているものでございます。

次に、次の頁をお願いします。地域生活支援事業費でございます。5, 864千円の増でございます。主なものが市長の市政方針でございましてけれども、25年度から手話通訳の方2名を窓口を設置し対応することとしていることから、その部分の報酬・賃金等の増が含まれております。先程精神相談員退職ということでしたけれども、この手話通訳の1名がその相談も兼ねるということになっております。

次の頁をお願いします。生活保護事務費でございます。こちらは10, 851千円の減でございます。こちらに関しましては24年度、生保のシステム更新委託料を11, 098千円ほどでしたけれども24年度単年度事業でございます。その分が減額となったことから、この減額の予算計上でございます。

以上で生活支援課の所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、杉沢委員。

○委員（杉沢千恵子） まず35頁の生活扶助費のところですが、課の人たちの努力によって就労支援をし、ジェネリックの医薬品の推進というんですか、こういうものが図られて、そして結果として減額なってきたという努力に対して、敬意を表したいと思います。またこれを今後の方向性としてまたもっていくということでしたので、どうかよろしく願いしたいなと思いました。まずそれ1点です。それからもう1つ、障がいのことです。4-8頁なんですけども、障害福祉サービスのことですが、ちょっと私うまい具合にまとめれなくてあれなんですけど、障がい児、精神的なものもありますけれども、これ見ますと居宅介護でだいたい1人の人が1人に換算すると年間子どもの場合は600千円程度ですか。介護する支援が1人当たり500千円ちょっとという計算していいのかどうか。そしてさらにタクシー代とかそういうもの合わせると、1人の児童に対してどれくらい、障がいの子どもに総額いくら支給されてるのかなということ、ちょっとお教え願えればありがたいと思います。

○委員長（大山利吉） 当局の方、説明の方ちょっと時間かかるようであれば、また別に質疑をいただいておりますので、その間ひとつ検討してみてください。それでよろしいですか、杉沢委員。

○委員（杉沢千恵子） はい。

○委員長（大山利吉） 今すぐできます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長 ちょっと。

○委員長（大山利吉） そうでしょう。委員の皆さん、そういう取扱いでよろしいですか。

（ 「はい」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 当局の答弁が整うまでの間に、またなんか別に皆さんに質疑がございましたらお願いします。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 障害者の自立支援事業ということなんですけど、ここのクリーニングの関係、テnderなんとかというところ、外部の事業者に影響のない部分だという説明を受けた記憶ありますけれども、そういう観点からみて、今現在すごく使ってるということなんで、この事業というのは相当の数あるもんなんですかね。それで、白衣だとかっていうのは普通、一般のクリーニング屋でも色々やってくるんでねがなと思ったわけなんですけれども、そういうものも逆に言えば受託している事業者というんですか、こっか

らもらっている事業の人たちは、障害の関わり関係のあるそういう専門の分野の仕事をここでもらってるということなのか、その辺も併せてもし分かったら教えてください。

○委員長（大山利吉） 上野次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） この洗濯する物ですけども、こちらにつきましては仙北に業者がありまして、そちらが一括して取りまとめて集めた物をテnderランドリーに持ってきておりまして、それだけをやっています。他の市民とか仕事は受けておりません。そこからくる物だけを受託しているというものでございます。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） ちなみに、そこだけ1カ所しか大仙市ではないということ、それとも何カ所かまだ。

○生活支援課参事（高橋修司） 仕事の受託先が1カ所でありますけれども、その事業所さんは集めてくる収集先が先程言ったそういう関連のところではないという受け止め方をしております。比較的広い範囲になってるようです。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そうすれば、集めてくる業者はこの障害の部分と全く違う、クリーニングのそういう集める側の人たちと競合して、競争して取ってる分野もあるということになるんですか。特殊な物だけ取ってるということなのか。

○生活支援課参事（高橋修司） 基本的にはそういうとことです。と言いますのは、例えばリネンというのは、例えばシーツですとか所謂寝具類なんかは、従前のクリーニング業者さんが一般の業務として対応しているところでありましてけれども、それに入らない所謂先程言ってる、私物ですとか所謂そういった従業員の白衣ですとかというところ限定はなってるようです。今先程言ったリネンの大きい、リネンサービスと言って寝具類大きくやっているとところたくさんございますけれども、そういったところには入らないようです。というところで棲み分けなさってるのかなという感じはしております。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） ちょっと何回も聞いて悪いんだけども、そうすれば介護施設って一杯あるすな。グループホームなんかも含めて。そういうところの物を全部一括して業者が持ってくるんでなくて、それ以外のところの業者の得意先のところから持ってきてると、そういうふうな解釈でいいですか。

- 生活支援課参事（高橋修司）　そうですね。今言ったりネン以外の業者さんが特定の私物ですとか白衣ですとかといった特定のところをルートとして回って収集してくるような状況だと思います。
- 委員長（大山利吉）　よろしいですか。
- 委員（大野忠夫）　いいです。もう1つ。これはここの分野ではないなという感じもするんですけども。4－35頁生活保護の関係になるんですけども、先般国会の方でも、生活保護の費用を引き下げるといようなことでおった、色んな分野から議論がでてるんですけども、この今のこの段階での保護世帯については色々教育しながら就職をしていただいたというのが結構あるんですが、この生活保護世帯の手当よりも少ない収入の方って結構いるように、色んな新聞だとかマスコミの中でだされておるんですけども、大仙市でもそこら辺は把握してなんぼが分かってるもんだすか。
- 委員長（大山利吉）　はい、上野次長。
- 健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成）　新聞報道等でも言われております通り、今保護を受けている方を最低、最低という言葉を使っては悪いんですけども、そういう生活困窮の方の2割くらいしか生活保護をもらってないという報道がなされております。それに関して、大仙市で調査したことはございません。あくまでも申請主義というか、ということでして把握はしておりません。ただ税務の方に行きましてうんとやれば人数の把握はできると思いますけれども、現時点でそういう数値は調査しておりません。
- 委員長（大山利吉）　はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫）　その辺があまりマスコミが先行してわーっということなのか、宣伝なのか分からないけども、なかなか調査するのは大変だと思う、これは。プライバシーの問題もあるので。ただそのことさ乗じて、保護を逆に言えばもっと収入があるのにもらっているとか、調査すれば分かることだからあるんだろうなと思ったり、それから逆に言えば、大変なんだけども自分ではそういう制度は活用したくないという、そういうまじめな方々もたくさんいるんだなということを痛切に感じるんですよ。だどもこの人達、どうやって生活してるんだべなって思ったりすることもあるんだども、確かに調査するってば大変だがもしれねども、これなんと聞いたらいいか、調べてもらいたいということもできねしね。
- 委員長（大山利吉）　はい、上野次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成）　ただ調べて、うちの方で生活保護もらいなさいよっていう押しつけするような制度でないので、その辺は広報とか民生委員さんを通して周知しているところでございます。色々相談来ますけれども、保護基準より少なくとも、私頑張りますって言いますし、うちの方では申請は受けます。色々話聞いた段階で年金が多いとかなんかで、該当しない場合でも、本人が申請する意思があれば、受けて調べて却下ということになりますけれども。ですので、先程申し上げました調べることはやぶさかでございますが、でたものに対して個人情報云々であなただの世帯が低所得だから生活保護もらいなさいよ、そういうことを言える状況ではございませんので、数値だけはでると思いますけれども、その後に関してはちょっとやれないと思います。

○委員長（大山利吉）　はい、よろしいですか。

○委員（大野忠夫）　いいです。

○委員長（大山利吉）　市政発展のためになるご質問を、ひとつどンドン皆さんお願いします。他になければ、さっきの杉沢委員の質問に対する答弁をお願いします。

○生活支援課参事（高橋修司）　先程杉沢委員のご質問と言いますのは、所謂サービス毎に児童お1人当たりどれくらいの経費がかかっているかということのご質問。

○委員（杉沢千恵子）　そうです。税金をどれくらい投入してるのかなということ。

○生活支援課参事（高橋修司）　全てにその方々がご利用してるわけじゃないので、例えば一番上の居宅介護と生活介護の利用はあるとは思いますが、例えば子どもさんだけタクシー利用というのは、まず実際問題、私どものタクシー券の交付状況をみると子どもさんに対する交付というのは親御さんも含めてのあれですので、あまりしてないのが実際なような捉え方をしてますけれども、1人1人というと金額的にはこれを割返すと1人頭いくらということではでるんですけども。全体を足していくらとなると、なかなかだすのが私ども現在はだしづらいという状況はございます。

○委員長（大山利吉）　よろしいですか。

○委員（杉沢千恵子）　自分で計算すれば分かることだからいいですけど、分かりました。金額もでてますので、それを人数で割っていけば大体1人当たりの金額がでると思いますので、いいです。

○生活支援課参事（高橋修司）　利用額に関しましてはこの金額ですので、これが実際になります。

○委員長（大山利吉）　　そういうことで。他に質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉）　　ないようですので、質疑を終結いたします。なお、審査中であり
ますけど、ここで暫時休憩します。再開は午後２時２０分といたします。

（ 休 憩　　午後　２時１０分 ）

（ 再 開　　午後　２時２０分 ）

○委員長（大山利吉）　　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に中野谷児童家庭
課長、ご説明をお願いします。

○児童家庭課長（中野谷綾子）　平成２５年度当初予算に係る児童家庭課の事業について、
ご説明申し上げます。主な事業の説明書をご覧いただきたいと思います。事業説明書の
４－２７頁からになります。児童館管理費でございます。４９，８９４千円は、児童館
の管理運営費及び県単児童館の無償貸与についての経費でございます。市全体では、国
庫児童館が１３館、県単児童館が１１館、市単児童館１館の計２５館の管理運営費と、
平成２６年度無償譲渡にむけた１館分の修繕費工事費でございます。次の頁に県単児童
館の無償譲渡の年次計画がございます。最初３５館ありました県単児童館は平成２５年
４月１日で９館を地元は無償譲渡または他の施設として利用、それから廃止することの
ために、全部で２４館の譲渡が進み１１館を残すのみとなっております。残りの１１館
の県単児童館につきましては、地元自治会への説明会を重ねまして施設改修を実現し無
償譲渡に向けて今後も事業を進めてまいりたいと思います。国庫及び市単児童館におき
ましては、児童の行事イベントなどは従来通り実施しておりまして、児童の情操を豊か
にし、健康を増進するということが達成しております。財源は全て一般財源でございま
す。

　　続きまして、２９頁をお開き願います。地域児童健全育成事業費１５，５２６千円は、
放課後児童クラブを市内２０カ所で実施するための管理運営費及び老朽化した仙北地域
のひまわり児童クラブの移転改築工事費並びに旧クラブの解体に係る費用でございま
す。仙北地域のひまわり児童クラブの移転改築費は外構工事、農業集落排水工事へ接続
するための引き込み工事などを含め、概算で３１，６８８千円、それから現施設の解体
工事費４，４００千円を見込んでおります。なお、資料といたしまして別にこちらの方
にひまわり児童クラブ移転新築工事平面図、立面図をつけておりますので、どうい
う児童クラブができるかイメージしていただきたいと思いますが、新しいクラブは平

成25年の11月に開所する計画でございます。また、大曲小学校区で利用者の増加に対応するために実施設計完了後の9月に新築するための工事費を補正予算で計上させていただき予定でございます。財源といたしましては国庫補補助金、地域の元気臨時交付金31,600千円、それから地域児童健全育成推進事業費補助金28,876千円、児童クラブ会員負担金41,400千円でございます。

続きまして、次の頁の30頁になります。病児・病後児保育事業費の21,959千円は、大曲地区それから西部地区に開設している病児・病後時保育事業の委託料、さらに東部地区からの要望によりまして太田診療所に25年の8月に新たに開設するための改築費用及び実施の委託料でございます。お配りしております太田診療所病児・病後児保育室改修工事平面図というのをご覧いただきたいと思います。1頁目が改修前、2頁目が改修後というふうになっておりますけども、現在の図書会議室、男子更衣室、それから休憩室、そちらを5室に区切って病児・病後児用として保育室、隔離室、調理・湯沸かし室、トイレ・シャワー室に改修するものであります。工事費につきましては建築住宅課で概算設計をした結果5,748千円でありました。市の建物でありますので、市で改修し、他の2つの医療機関との公平性を図るために太田診療所から改修費の一部を3年分割で負担していただくこととしております。財源といたしましては、保育対策等促進事業費補助金10,194千円、病児・病後児保育事業利用者負担金795千円、病児・病後児保育室改修工事費負担金、今年度ですけども1,132千円となっております。

続きまして、事業説明書の31頁をお開き願います。地域子育て支援拠点事業費（ひろば型）でございますが、12,722千円は「まるこのひろば」、それから24年6月、ドンパルに開設した「うさちゃんひろば」に係る経費及び、25年6月西仙北中央公民館に開設予定の「西部地区ひろば」の備品購入など開設に係る費用と運営経費でございます。「西部地区ひろば」は「うさちゃんひろば」と同様週3回木、金、土と開所したいと考えております。市の広報、パンフレット等で周知を図ってまいりたいと思います。財源といたしましては、国庫補助金であります子育て支援交付金5,910千円を見込んでおります。

続きまして、事業説明書の32頁、33頁をお開き願います。法人立保育所補助金242,417千円は大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートに対する運営費負担金に含まれない事業に対する補助金でございます。経営安定支援事業、通園バス運行

事業、施設管理費補助、保育士等の派遣人件費、保育環境向上対策事業備品分、修繕分、それから施設整備事業でございます。⑥の保育環境向上対策事業につきましては次の4-33頁に載ってますけれども、船岡保育園の保育室及び遊戯室の塗装修繕、それから淀川保育園の園児用のトイレの改修などがあります。また、25年度に法人移譲に関する修繕としては、南外保育園のグラウンド側溝撤去及び暗渠排水設置工事、それから幼児トイレ等ピット排水工事補助であります。そして同じく25年度から、認定こども園化に伴う工事としては仙北南保育園の未満児トイレの増設工事、調理室のエアコン増設工事、みどり幼稚園のエアコン設置工事などがございます。次の⑦の施設整備事業につきましては大曲北保育園の職員トイレの改修工事、刈和野保育園の下水道切り替え工事にかかる補助金を計上しております。財源はすべて一般財源でございます。

続きまして、事業説明書の34頁をお開き願います。こちらの方は法人立大曲南保育園建設費補助金 273,934千円でございます。大曲南保育園につきましては、入所児童の増加及び建物の老朽化に対応するために、移転改築する建設費の補助を行うものでございます。2年間にわたる建設事業でございます。総事業費は481,309千円ありますが、2年間の補助金が293,221千円ありますので、24年度で19,287千円支払うことになっておりますので、25年度はその差額の273,934千円となります。工期は24年の10月からでございます。今ちょっと冬の工事でお休みしておりますけれども、雪が消え次第また工事が始まります。25年の11月29日までが工期となっております。新しい園舎で事業を開始するのは26年1月の上旬と計画されております。財源内訳は、保育所整備等特別事業費補助金これ安心子ども基金ですけども、112,240千円、それから大曲南保育園事業債140,900千円となっております。

以上、児童家庭課所管分の当初予算につきまして、ご説明申し上げました。ご審議の上、お承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 子育ての西仙の名称未定って書いてるどもよ、アドバイザー2名って書いてるとも、決まってるなだすべ、これ。そうすれば何年生から何年生って基準あるなだすべ。それとこれ公民館と連携を図るということなので、祭日とか日曜日はやれないべと思うわけすなす。放課後に利用するものなのか、親子で利用って書いてあるん

だけども子ども単独では利用できないものかその辺りだすな、お願いします。

○委員長（大山利吉） はい、中野谷課長、質問の内容分かりますね。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい。

○委員長（太山利吉） じゃ、中野谷課長、答弁お願いします。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 小松委員の質問にお答えいたします。名称につきましてはまだ決まっておられません。多分西仙北なので綱引きにちなんだ名前でもいいかなと言う方もいらっしゃいました。それからアドバイザーにつきましては、最初は直営で運営したいと思いますので公募したいと、3名公募して3名で常に2名配置してということで、3名を採用して2名を配置してローテーションでというふうに考えております。それからこちらの施設は「うさちゃんひろば」と「まるこのひろば」と同じように親子で利用する、主に未就学の子どもですけれども小学校3年生までと考えておりますが、小さい子どもに保育園に行っていない子どもがお母さんと一緒に遊びに来て、それにお兄ちゃんとかお姉ちゃんがついてくるというような感じで考えてます。開催日は木、金、土3日予定しておりますけれども、そちらの方は公民館とも話し合いましたので、何か事業がある場合には前もって、その日は使われませんということで周知しますということでお話し合いをしております。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 丁寧にありがとうございました。今未就学、学校に入っていないということだすべ。そうすれば親子でだとすれば保育園と幼稚園にほとんど入ってるすおな。対象はすみませんけど、もう1回お願いします。

○委員長（大山利吉） はい、中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 赤ちゃんから学校に入るまでの子どもで「うさちゃんひろば」で中仙に同じようなのを24年6月に開設しまして、使う人がやっぱりほとんど保育園に入っているということで、いく人がいるのかなと心配しましたがけども、週3回開いてます。平均してみると1日に14人くらいの利用があります。西仙北公民館に設置しますけども、西仙北に限らず協和とか、南外とか、神岡とか、大曲からもいく人もいるかもしれませんけれども、広い範囲で考えておりますので、そこにあるということを知れば、利用してくれる人はいるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 時間は10時から16時だけども、なんだか0歳児から6歳児まで

だとすればすよ、中仙でもあるって言ったども、保育園さ入ってない人なもんなんだか。その辺り、いるもんだすな保育園か幼稚園に入って子ども達。残念なことだと言えよ。この家の家庭の事情によるべどもすよ。それを救うということで結構なことですけども。まず分かりました。それと直営ということなので、できればやはり資格の持った人、特に3人でローテーション組むとすれば、常勤でないから大変だと思うんですけどもすよ、なるべく資格の持った人たちいると思います。その中でうまくローテーション組んで、いくらか給料まではいかねかもしれねどもすよ、なんぼかいいふうな日当をけでたい。でなければ民間となればなかなかこれ大変だすおな。そう思っております、時間的に。やっぱりしかも、これからの将来のある人を利用して、まず70歳以上はやめてくださいよ。それだけをお願いしますな。なんとか雇用の問題ですよ、それだけは部長さもお願ひします、退職する人さ。そういうことでやっていただきたいということです。よろしくお願ひします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。はい、中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 児童家庭課で面接するわけですけども、「うさちゃんひろば」においてもやはり随分応募がありました。やっぱり資格のある人を優先して配置いたしました。その方がリーダーになって、資格のない人も導いてくれているような状態で、今大変よく運営されております。やはり若い方は週3日10時から4時までという時間は短い給料に関してはちょっと少ない時間になりますけども、保育士を退職されて間もない方から応募していただければというふうに考えております。

○委員（小松栄治） よろしくお願ひします。いるすおな、近くにも辞めてる人たちな。まず、年齢もかっつけねんたような状態の人はだめだ。見れば分かるすもの、これなと思う人。口は達者だども、我々みでに口は達者だども、身きかねくなるわけすよ。やっぱりとっさの場合を考えながら、ひとついい人選をしてくださるようによ望したいと思ひます。お願ひします。

○委員長（大山利吉） はい、よろしいですね。はい、中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） そのように面接の時にやります。

○委員長（大山利吉） 質疑はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、豊嶋健康増進センター所長、お願いします。すみません、皆さんここで黙祷をいたしたいと存じます。

(黙 祷 はじめ 午後 2 時 4 5 分)

(黙 祷 終わり 午後 2 時 4 7 分)

- 委員長（大山利吉） それでは次に、豊嶋健康増進センター所長説明をお願いします。
- 健康増進センター所長（豊嶋真紀子） 平成 2 5 年度当初予算に係る健康増進センターの事業について、ご説明申し上げます。つきましては資料No. 4 「大仙市各会計予算書」の 7 5 頁から 7 7 頁、主な事業説明書は 4 - 3 7 頁から 4 - 4 6 頁までになっておりますのでよろしく願いいたします。はじめに主な事業説明書の 4 - 3 7 頁をお開き願います。「未熟児養育医療費」につきましては、新規事業であり、平成 2 5 年度予算額は 9, 2 4 4 千円でございます。本事業の目的については、医師が入院養育を必要と認めた満 1 歳までの未熟児に対し、高額となる医療費の自己負担分の一部を給付して、経済的な負担の軽減を図ることを目的に実施するものであります。事業の概要については、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度まで、県から市への権限委譲事務により、養育医療の認定事務を行っておりましたが、平成 2 5 年度より市の法定委譲されることにより、未熟児養育医療費の給付事務も含めて行うこととなります。医療費の公費負担については、国が 1 / 2 ・県が 1 / 4 ・市が 1 / 4 を負担することとなります。主な事業費の内訳については、未熟児養育給付件数が増加していることを加味し、4 5 件を見込んで扶助費 9, 2 2 5 千円等でございます。なお、秋田県内の指定養育医療機関名は、秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院、仙北組合総合病院など 1 9 医療機関が指定されております。また、未熟児養育医療支給制度についての養育医療フロー図は、3 8 頁にお示しております。今後、市が申請の受付から支払いまで一貫した事務手続きをすることにより、入院養育未熟児に対して速やかに医療の提供と医療費の給付ができるものとなります。財源内訳については、国県支出金、6, 2 4 3 千円、一般財源、2, 1 0 1 千円、個人負担金が 9 0 0 千円と合計額 9, 2 4 4 千円を見込んでおります。

次に、事業説明書の 4 - 3 9 頁をお願いいたします。「特定不妊治療・不育症治療費補助金」について平成 2 5 年度予算額 3, 6 9 1 千円でございます。本事業の目的については、治療を受ける夫婦の経済的、精神的な負担の軽減を図り、少子化対策に繋げるために医療費の助成を行うもので、継続事業でございます。事業概要については、特定不妊治療は、保険外診療であるため一回の治療費が高額であり、県の助成費に上乗せして

助成することで、県の補助額 200 千円を超えた分について、10 万円を限度に単年度当たり 3 回まで 5 年間助成するものでございます。また、人工授精治療については 100 千円を限度に単年度当たり 3 回まで 5 年間補助金を交付するものでございます。加えて、不育症治療については、治療に要した経費に対して、1 回につき 150 千円を限度に 2 回まで 5 年間助成するものとするものでございます。なお、交付条件としましては、いずれも大仙市民で婚姻している夫婦であり、夫婦の所得合計額が 7,300 千円未満であります。体外受精治療や人工授精治療は、治療期間が長期にわたり費用も高額であり自己負担額も大きいことから治療費を助成することにより、経済的な負担を軽減するとともに、安心して継続的に治療を受けられることになり、不妊に悩んでいるご夫婦に対しては本事業の助成制度を広く周知を図りながら推進してまいります。財源の内訳については、市債が 3,600 千円、一般財源が 91 千円で合計額 3,691 千円を見込んでおります。

次に、事業説明書の 4-40 頁をお開き願います。「乳幼児健康診査費」については、継続事業であり、平成 25 年度予算額は 13,978 千円でございます。本事業の目的については、健康診査の受診率向上と乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者の子育て支援を図っております。事業の概要については、従来の乳幼児健康診査に加え、乳幼児発達支援体制の構築のため平成 25 年度において、大仙市乳幼児発達支援地域協議会の設立や 3 歳児健診の新たな体制を整備いたします。この事業については、大仙市子ども・若者サポートネット協議会と連携や相談窓口への協力体制を図りながら実施してまいります。なお、大仙市乳幼児発達支援地域協議会につきましては、発達障害が疑われる児を早期に発見、支援するために、乳幼児に係わる関係機関である大曲仙北医師会、秋田県臨床心理士会、秋田県南児童相談所、児童家庭課、大曲保育会、教育委員会等の専門職を構成員とし、緊密な連携と情報の共有を図ることによって的確な支援に努めるものであります。また、3 歳児健康診査の内容につきましては、発達支援の充実を図るために、小児科医師による診察や健診後の適切な助言と指導をするとともに、新たに臨床心理士を配置し、発達上の育児不安や子どもへの関わり方などの悩みへの対応として育児相談を行います。これにより、乳幼児の疾病及び発達に課題がある場合は、専門関係機関との緊密な連携と情報共有を図りながら、適切な支援体制を構築してまいります。新規事業の主な内訳としては、大仙市乳幼児発達支援地域協議会として、委員報酬・講師謝礼等で 292 千円と 3 歳児健康診査の臨床心理士の配置等

として、謝礼金644千円でございます。なお、大仙市乳幼児発達支援体系図のフロー図については、4-41頁にお示めしております。財源内訳については、すべて一般財源で見込んでおります。

次に、4-42頁をお開き願います。「保健事業費」については、各種健診事業について、平成25年度予算額は147,457千円でございます。本事業の目標については、各種がん検診の受診率向上のための受診意識の高揚を図る普及啓発活動と検診を受けやすい健診体制の整備を図ることが重要と考えております。そのためには現状数値を踏まえて、各種がん検診項目別の受診者数の目標を定め、無料クーポン券を活用した習慣化受診の定着を図るとともに、各種検診の受診率の向上を図ります。また、20～39歳の若年層は、子宮頸がんの罹患率や死亡数が増加傾向にあることや検診の受診率が低いことから、若年層を対象に検診方式を選択させ、受けやすい整備体制とし、平成25年度からは、集団方式の他に医療機関方式を導入し、重点的に若年層の受診率の向上を図るものです。事業の概要については、特定健診・後期高齢者検診と同日実施の前立腺がん初めとする各種がん検診等を実施しております。また、別日程では胃がん検診等が実施しております。その他に、無料クーポン券事業として女性特有のがん検診・胃がん検診・大腸がん検診を実施しているところです。新規事業については、4-43頁の中段に新規医療機関での子宮頸がん検診・卵巣腫瘍検診の内容について詳細に記載しております。検診委託機関は、大曲仙北医師会、秋田県総合保健事業団及び仙北組合総合病院となっております。検診委託料については、1人つき7,413円、自己負担金は、委託料の約1/3にあたる2,300円としております。生活保護受給者、身体障害者1～3級の方は自己負担を徴収しておりません。事業の経費としては、1,522千円で、その内訳は20～39歳の受診予定目標を200人を見込んで、検診委託料を1,482千円で郵便料40千円となっております。また、各種がん検診受診率について及び子宮頸がん検診年代別受診者比率については4-44頁の資料にお示めしております。財源内訳については、国県支出金12,209千円、一般財源が120,628千円、個人負担が14,620千円で合計額147,457千円を見込んでおります。

次に、事業説明書の4-45頁をお開きください。「大腸がん検診研究事業」について、平成25年度予算額は18,498千円でございます。本事業の目的については、年々、大腸がんによる死亡率が高くなっていることから、大腸がんの早期発見・早期治療による死亡率の低下を図るため、便潜血検査に加え、内視鏡検査による有効性評価を行う国

立がん研究センターと昭和大学の研究事業に大仙市と仙北市が参加しております。大仙市では、6,000人の参加を目指しております。事業概要については、対象は大仙市民の40歳から74歳までの男女です。便潜血検査と内視鏡検査を併用した検査を無料で実施するもので、検査内容については、初年度は便潜血検査と便潜血検査+内視鏡検査をランダムに選定し2年目以降は便潜血のみの、10年間継続するものであります。主な予算内訳については、大腸がん検診委託料10,080千円、内視鏡検査委託料が3,781千円となっております。この事業は、平成23年度から実施いたしまして、24年度までの参加実人員が2,014名が参加されております。大腸がん検診全体の受診率が35.6%高くなっております。市民の健康保持増進に効果的な事業でございますので、さらに、参加目標が達成できるように国立がん研究センター等の関係医療機関と一体となって事業を推進してまいりたいと思っております。財源の内訳については、市債が14,800千円、一般財源が98千円、個人負担金3,600千円で合計額18,498千円を見込んでおります。

次に平成25年度当初予算概要についてはA3の資料でございます。25年度と24年度の予算額の比較のみを説明させていただきます。平成25年度当初予算概要、健康増進センター分の資料15頁をお開き願います。No.13「母子保健推進費」については平成25年度予算額は54,288千円、平成24年度の比較では2,019千円の減額となっております。これにつきましては妊婦健康診査について、平成24年度600人を見込んでおりましたが、少子化に伴いまして妊娠届け者数の減少がありまして、550人を見込んで委託料の減額であります。次に16頁をお願いいたします。No.19「予防接種経費」については平成25年度予算額は105,825千円、平成24年度の比較では1,101千円の増額となっております。これにつきましては、平成24年9月から生ポリオワクチンの接種から不活化ポリオワクチンの接種に切り替わったため、平成24年11月から不活化ポリオワクチンとこれまでの三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた4種混合の追加による需用費の増額であります。次に、No.20ですが、子宮頸がん等ワクチン接種経費については、平成25年度予算額は53,972千円、平成24年度の比較では17,559千円の減額となっております。これにつきましては、平成23年度から事業が開始いたしまして、23年、24年度は国県の補助金対象外の高校3年生にも全額助成しておりましたが、25年度は国で示している本来の対象者である中学1年生から高校1年生までを対象者範囲として実施することに

よる委託料の減額であります。次にNo.23です。「自殺予防対策費」については、平成25年度予算額は7,387千円、平成24年度の比較では4,472千円増額になっております。これにつきましては、平成24年度までは住民生活に光そそぐ交付金による事業実施でありましたが、平成25年度は廃止になったため、その充当分による増額でございます。

以上をもちまして、健康増進センター所管の平成25年度当初予算の事業説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号「平成25年度大仙市学校給食事業特別会計予算」を再び議題といたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「平成25年度大仙市スキー場事業特別会計予算」を再び議題といたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成25年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 資料の方はこの分厚い25年度の大仙市の各会計予算の373頁をお開き願います。「平成25年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」について歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49,858千円とするものでございます。同じ資料の予算書の380頁をお開き願いたいと思います。最初に歳入の方でございまして、1款サービス収入で、30,027千円でございます。全体の60%にあたる割合となっております。現年度当初と比較いたしまして5,796千円の減額となっております。内訳につきましては、1項の介護給付費収入、通所介護収入で22,495千円、現年度と比較いたしまして4,794千円の減となっております。2項予防給付費収入でございまして、要支援の利用者の通所介護費収入といたしまして、3,126千円、同じく3項自己負担金収入につきましては、デイサービス利用者が負担する利用料の1割相当額、また食費の自己負担分を合わせまして4,406千円となっております。次の頁にいきまして、4款繰入金でございまして、繰入金は一般会計からの繰入金といたしまして19,827千円となっております。現年度当初と比較いたしまして、6,029千円の増となっております。続きまして、次の頁をお開き願います。歳出に移ります。歳出の部1款総務費に関しましては施設管理費、これについては臨時職員賃金や高熱水費、清掃や施設管理委託料の一般管理費を含めまして、12,040千円となっております。次の383頁にまいりまして、2款サービス事業費に関しましては、社会福祉協議会への事業委託費といたしまして23,191千円を始め、介護用品や高熱水費、利用者の賄い材料費等が主なものでございまして、合わせて25,717千円。次の頁にまいりまして、3款の公債費につきましては、現年度当初と同額の11,701千円となっております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは審査中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

（ 休 憩 午後 3時10分 ）

（ 再 開 午後 3時20分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

陳情第50号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて」を議題といたします。この陳情は平成24年第4回定例会において、継続審査の申し出を議長に提出しております。本件に関して、なんかご意見ございましたらお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 私いつも陳情というのダメダメダメでやってきたんですけど、今回は賛成したいということでございます。というのは、賃金、報酬というのは、今2極化なわけですよ、日本が。是非最低賃金、大幅に上げる時期だよと、昔、社会党の先生方が賃金上げろと言ってましたけど、今は自民党の総裁が財界に賃金上げろというような時代でもあります。私は是非賛成したいなと思います。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） この前もお話したとおり、今年度平成24年度3月いっぱいから去年の4月からやったばりですよ、やっぱり3カ年、ある程度傾向を見ねばすよ、やったばりで。まだまだ調査、検証する必要があるということです。やったばりで、平成27年からの要望だすおな、これ。やったばりですぐ要望だすもんだから、やはり様子を見

ましようということで継続した経緯がございます。私はもう少し様子を見なければなら
ないんじゃないか。せめてせ、今年度1年間様子をみて、3月いっぱいまで、その結果
を来年のときにそれを、情報あったらお知らせいただいて、それを判断するのでいいん
じゃないかと思っております。どうせ27年度からの要望でしょうから。

○委員長（大山利吉） 今お二方のご意見でしたが、せっかく当局職員が同席しており
ますので、もし参考意見を再び求めて参考にしてもよろしいかと思いますが、なんかご
ざいましたら、逸見所長。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） 本陳情の件に関しては、前回の委員会から新
しい情報は特にこちらの方では把握しておりませんが、再度繰り返になります
けれども、おっしゃられたように介護職員の待遇改善という意味では賃金を上げる仕組
みというのは必要なことと思われま。前回も申し上げましたが、今回は介護報酬に加
算されるという形でその財源を事業者の方に手元に入るという形になっておりますので、
そういった利用者負担に関わる関係する仕組みであるということを考えますと、やはり
制度としては必要なものであるけれども、この加算という形をそのまま続けるというの
が果たして妥当であるかというのはやはり、制度改正1年目ですのでそういった様々影
響とかも加味しながら判断していくことが必要なのではないかというふうのが、私の当
局側としての意見として再度繰り返し申し上げたいと思います。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。ちょっと暫時休憩します。

（ 休 憩 午後 3時24分 ）

（ 再 開 午後 3時28分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本件に関しては他にご意見がないようでございますので、採決いたします。陳情第50
号は、採択することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は採択することに決しました。

ただいま、陳情第50号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、
委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出するこ
とに決しました。

事務局から意見書案を配布させます。ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第51号「安全・安心の医療・介護実現のための夜間改善・大幅増員を求めることについて」を議題といたします。この陳情は平成24年第4回定例会において、継続審査の申し出を議長に提出しております。本件に関して、ご意見はありましたらよろしくお願ひします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） この前も話しましたがけれども、陳情の主旨理解することは理解しています。ただその中の社会保障の先進国並と書いてるすな。その辺りクエスチョンマークです。我々の方も先進国です。社会保障の先進国、デンマークだとかあっちもっと進んでるんだけど、それなりに個人からの税金もかなり充てているようなので、それはちょっと違うんじゃないかと思ひますけれども。陳情項目の中の1日8時間週32時間以内、これは週4日間ということだすな。8時間の4日間。これはこれで、この人達考えておりますけども、あまりにも7日間の中で1日8時間で4日間しか仕事さねど。夜間も含めての話だと思ひますけども。そういった色んなことを考えますと、介護職員の方を大幅に増やすことは結構でございます。大幅というより、適当なという表現の方がいいんだけどもな。そんな関係で継続した経緯があります。今回も継続です。

○委員長（大山利吉） 他にございせんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） こういう介護の現場見たり、それから働いてる方の声を聞くと、色んな小規模の施設もあるわけです。なかなか入所した方々はサービスがきちっといかない、受けることがなかなかできていない。要するに人手の不足のものもあるだろうし介護現場だけ考えると、なぜこの分野に人が集まらないのかという非常に大きな課題があります。それは政治の問題だと思ひますけども、この人たちの声も聴きながら、そういうものも受け止めながら運営するためのことも考えてもらいたい、そういう気持ちをだしますと、私は採択してもいいと思ひます。

○委員長（大山利吉） 杉沢副委員長、ご意見の方お願ひします。

○委員（杉沢千恵子） 国で大きく考える変える時期だと思うので、いいと思ひます。

○委員長（大山利吉） 採択。佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 看護師は夜も通して、次の日の朝で仕事終わりという今勤務体制だと思います。医師もその通りで、地方だと学生を増やす地域枠だとかなんとかと、医師が足りないという意味でのこういうことをしていくというのは、この後のいいことだと思いますので、採択という形でいいと思います。

○委員長（大山利吉） はい。石塚委員。

○委員（石塚柏） さっきの話と全く逆の話になるんですけど、労働時間というのは全労働者というか、基準法もあるし、それからいくとあまりにも極端に短縮ということで、ちょっと私は違和感感じる。本当は継続なんて言いたくないんですけど、継続をお願いします。

○委員長（大山利吉） 暫時休憩します。

（ 休 憩 午後 3時35分 ）

（ 再 開 午後 3時36分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

陳情第51号は、採択することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま、陳情第51号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。ただいま事務局から意見書案を配布させます。ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

以上で健康福祉部の審査を全て終了いたしました。ここで佐々木部長よりご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長（佐々木昭） 教育福祉常任委員会委員の皆さまには、8日と今日の2日間委員会審査大変ご苦労さまでございました。おかげをもちまして、健康福祉部関係につきましては、全案件を承認していただきました。誠にありがとうございます。まだ24年度は数日ございますが、25年度事業が4月1日からスムーズに実施できますよう、今から準備を進めてまいりたいと存じますので、今後におきましてもご指導ご鞭撻賜わりますよう、よろしく願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

○健康福祉部長（佐々木昭） 委員長、暫時休憩よろしいでしょうか。

○委員長（大山利吉） 暫時休憩します。

（ 休 憩 午後 3時39分 ）

（ 再 開 午後 3時43分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第71号「平成25年度市立大曲病院事業会計予算」を議題といたします。
当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） それでは私の方から、議案第71号「平成25年度市立大曲病院事業会計予算」についてご説明申し上げます。

説明につきましては、予算書により申し上げたいと思いますので、どうか予算書の485頁からが、病院事業の予算となっておりますので、お聞き願いたいと思います。まず、予算第2条です。業務の予定量であります。患者数につきましては、入院では、一日平均患者数を一般精神病棟の方で67人、認知症病棟の方で46人の113人と見込み、年間延べ患者数を41,245人、病床利用率94.2%としております。また、外来診療の方では、一日平均患者数を60人と見込み、年間延べ患者数を14,640人に、訪問看護指導の方は、訪問日を毎週、火曜日と金曜日に、水曜日は隔週で訪問実施することを想定いたしまして、一日3人程度で、月にして10日の訪問ということで、360人と見込んでおります。

次に、予算の方でございますが、予算第3条の収益的収入及び支出、同じく第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、488頁からの予算の実施計画により説明させていただきたいと思いますので、ご覧いただきたいと思います。お聞き願います。まず、488頁、489頁の収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款

病院事業収益、支出の第1款病院事業費用ともに、同額の1,000,264千円で、収支差し引き「0」の予定額でございます。前年度当初予算比較では7,177千円、率にして0.7%の減となっております。収入の第1項医業収益は、入院や外来収益を含み773,764千円で、前年度当初比較で4,469千円の増となっております。

このうち1目入院収益は、患者1人1日当たり診療収入を13,365円と見込み、年間延べ患者数41,245人で、前年度当初予算とほぼ同額の564,917千円と見込んでございます。また2目外来収益は、患者1人1日当たり診療収入を診療分の方で13,881円、訪問看護指導の方で、5,750円と見込み、診療分、訪問看護分のそれぞれの年間延べ患者数14,640人と360人の合計で、前年度当初比較、4,779千円2.4%増の205,287千円を見込んでございます。3目その他医業収益は、診断書料などがございます。第2項の医業外収益は、前年度当初予算比較で11,646千円少ない226,500千円となっております。このほとんどが、2目の負担金交付金でございまして、地方公営企業法の方で定められております「経費の負担区分の原則」に基づく、一般会計からの繰入金ということで、前年度当初比較で、11,646千円4.9%少ない225,354千円ということでございます。

次に支出の方でございます。支出の第1項医業費用は、前年度当初比較で4,645千円0.5%減の955,760千円でございます。内訳になります。1目給与費は、556,879千円で、職員のほか臨時職員給与費、或いは当直医師等の非常勤職員の給与や賃金、その法定福利費などがございます。2目材料費は、180,218千円で、前年度に比べまして16,822千円の増ということでございます。この増加分につきましては、医薬品の長期投与患者の増、さらには、新薬の採用が予定されますことから、薬品払出の額が増加するものと見込んだところでございます。3目経費は、172,325千円で、主な内訳を申し上げますと、光熱水費が27,159千円、燃料費が22,431千円、業務委託料の方で89,003千円などであります。次に4目減価償却費でございますが、こちらは建物等の有形固定資産の償却費でございまして42,924千円でございます。建物に付随しました大部分の機械設備の減価償却が平成24年度で終了となりまして、当初予算比較で32,926千円43.4%の減ということになってございます。こちらの部分42,924千円ということでございます。6目研究研修費は、医師を含めました医療スタッフなどの研修のための旅費や参加負担金等ござい

ます。また、第2項の医業外費用は、前年度当初比較2,532千円少ない43,004千円でございます。このほとんどが、1目の支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債3件分の支払い利息42,737千円でございます。3項予備費は、前年度と同額としてでございます。なお、この収益的収支予算の総額でございますが、前年度当初予算比較で7,177千円の減となっております。この減少の大きな要因は、建物に付随しております、大半の機械設備の減価償却が、平成24年度で終了、平成25年度の減価償却費が、当初予算比較で、32,926千円少ない額の計上となったことによるものでございまして、予算総額が減少いたしておりますが、入院や外来等での医療サービスの低下となるものではございません。

次に490頁をお願いします。こちらは、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入は、ゼロということでございます。支出の第1款資本的支出は、建設改良費と企業債償還金等で、前年度当初比較で12,262千円増の108,421千円となっております。第1項の建設改良費は、前年度当初比較で9,665千円多い22,357千円でございます。このうち、1目の工事請負費、2目の設計業務委託費につきましては、経年劣化により故障がちであったうえに、旧式なために部品供給ができなくなった、9つの部屋を対象としましたエアコンの更新にかかる費用の計上でございます併せて9,300千円でございます。2目の器械備品購入費は、ベットサイドモニターなど新規の器械備品の購入の分や、設置以来16年が経過いたしまして、保守点検や修理不能となりましてX線撮影装置や脳波計、それに老朽化の著しい厨房設置の冷蔵庫などの更新を見込んだもので、13,057千円の計上でございます。第2項企業債償還金は、企業債3件分の元金償還金でございます。最後の頁の方508頁に調書がございますけれども、平成25年度末の起債残高は、1,299,685千円となる予定でございます。第3項予備費は前年度と同額としてでございます。なお、こちらの資本的収支予算の収入額が支出額に不足する108,421千円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。486頁の方にお戻り願いたいと思います。こちらの予算第5条の一時借入金でございますが、こちらはその限度額を、93,000千円に、そして第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、予算第3条の収益的収支予算、第4条の資本的収支予算、それぞれの予算の「項」間でも流用ができるようお願いするものでございます。また、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費で556,879千円、

交際費で30千円でございます。第8条のたな卸資産購入限度額につきましては、医薬品購入の限度額を定めるもので、186,000千円としてございます。

以上、平成25年度市立大曲病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） お医者さんは現在、院長と医員と入れれば、何人の常勤医師ですか。または派遣されてくる医師もおりますが、それは何人おるのか。まず人数だけお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） 常勤医ですけども、今現在院長を含めますと4名ということでございます。男性が3人、女性が1人ということです。非常勤の方は毎週1回泊まりの先生が専門で、大学の方からくるということで、その毎週くる先生が決まっておられませんので、輪番制みたいな形で大学の方から派遣なっております。ですので、非常勤は1名の枠というようなことで考えていただければと思います。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりました。週1回泊まりということですが、他の医者にも交代で、何かあった場合のことについては、泊まらなくてもどこにいるとか、連絡場所とかきちっとしておるものでしょうか。または、泊まっておるのでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） 大学の方から派遣でくる先生の当番という部分のが決まっております、それは今携帯電話がありますので、何かあったときには携帯電話で連絡がとれる体制になってございます。以上です。よろしいでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 医師4人は泊まってないわけだすな、そうすれば。泊まりはないわけだすな、医師4人の中では。

○委員長（大山利吉） はい、事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） 大学の先生が泊まるときは、医師の方は一緒には泊まっておられません。ただ自分のプライベートのところで、当番ということでいつでも電

話にでれるような体制になってるということです。それ以外の日にちは、金曜日に大学の先生が来る日以外は他の4人の常勤で交代で泊まっているということでございます。

○委員（小松栄治） 分かりました。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 3時58分 ）

（ 再 開 午後 4時00分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） なんもねどもよ、現場視察、少し落ち着いてから、給食関係をちょっと、変わったところを見に行ってみたいなと思っております。

○委員長（大山利吉） んだすな。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変長時間にわたってご苦労さんでございました。

午後 4時02分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 大 山 利 吉